

平成29年6月甲良町議会定例会会議録

平成29年6月6日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成28年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
- 第4 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）
- 第5 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成28年度甲良町一般会計補正予算（第7号））
- 第7 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号））
- 第8 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号））
- 第9 議案第23号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第24号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第25号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第1号）
- 第12 同意第3号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第13 同意第4号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第14 同意第5号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第15 同意第6号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第16 同意第7号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて

- 第17 同意第8号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第18 同意第9号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第19 同意第10号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第20 同意第11号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第21 同意第12号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第22 同意第13号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第23 同意第14号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第24 同意第15号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第25 同意第16号 甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めること
について
- 第26 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	西川誠一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
副町長	大橋久和	教育次長	福原猛
総務課長	中川雅博	学校教育課長	大和高成
税務課長	中川愛博	社会教育課長	大野けい子

住 民 課 長 村 岸 勉
総務課参事 橋 本 浩 美
企画監理課長 宮 川 哲 郎
産 業 課 長 北 坂 仁

保健福祉課長 米 田 志保子
保健福祉課長 小 林 千 春
建設水道課長兼
人 権 課 長 中 村 康 之
会計管理者 西 村 克 英

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 陌 間 忍 書 記 藤 井 千 恵

(午前9時01分 開会)

○西川議長 まず、はじめに申し上げます。報道機関も含め、傍聴者の方は必ず傍聴人受け付け名簿に記入をしていただきますよう、よろしくお願い致します。それから、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにさせていただきたいと思えます。それと、録音機、写真機等は持ち込まないでください。それから、静かに傍聴していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、始めます。

ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成29年6月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 西澤議員および1番 岡田議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間としたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間と決定しました。

これより、町長挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成29年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席いただき、まことにありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

まずはじめに、今後の甲良町の防災拠点となる甲良町地域防災センター建設に向けて、関係者の意見を幅広く反映させるための建設委員会を全部で5回開催をいたしました。最終の建設委員会は4月10日に開催し、そのご意見を反映した実施計画を行いました。現在、埋蔵文化財調査を終え、開発行為の許可条件を満たすための土地造成工事の準備に入っております。平成30年8月竣工をめざして、事業執行を行っておりますことをご報告させてい

たきます。

また、明るい話題といたしまして、5月5日、在士地区に戦国大名、藤堂高虎ふるさと館「和の家」がオープンをいたしました。「和の家」は、伝統的な古民家を改修し、休憩やオリジナルメニューの食事が楽しめ、藤堂高虎侯のキャラクター展示やレンタルスペースなど、観光拠点として暮らしと農の体験施設を兼ねた新しいスポットであります。当日は、在士の藤まつりも行われ、甲良町ゆかりのバンド、スイミーの観光大使就任式とコンサートも行い、花を添えていただきました。今後、甲良町の観光の顔としてご活躍いただけることと期待をいたしております。

次に、元税務課職員によります公金横領事件について、5月11日に元職員が逮捕され、5月31日、再逮捕、起訴となり、1つの局面を迎えましたことをご報告申し上げます。刑事事件につきましては、司法の判断になりますので、今後の動向について注視していきたいと考えております。また、町としましては、被害額の確定と甲良町公金着服事件に関する第三者委員会において、専門家による検証のもと、今後の改善策を提示いただき、再発防止に努めてまいりたいと考えております。その結果については、住民の皆様に公表する予定でございます。

それでは、本日、提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号は、平成28年度一般会計予算において、翌年度に1億8,067万8,000円の明許繰越をいたしました繰越計算書の報告であります。

承認第1号および承認第2号は、地方税法の一部を改正されたことに伴い、甲良町税条例および甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第3号は、平成28年度一般会計補正予算(第7号)で、114万5,000円を減額し、総額40億8,765万6,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)で、150万円を追加し、総額2,037万円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)で、622万円を追加し、総額1,222万2,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第23号は、児童福祉法の改正に伴い、甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第24号は、非常勤職員消防団員等に係る損害補償の基準を定める政

令の一部を改正する政令が公布されたことにより、甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は、平成29年度一般会計補正予算（第1号）で、4,852万2,000円を追加し、総額を45億5,502万2,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳入では地方創生推進交付金の減額、財政調整基金繰入金の増額、コミュニティ事業助成金の増額、高虎ふるさと館整備事業債の減額、庁舎改修事業債の増額、地域活性化事業債の増額。

歳出では、施設修繕工事の増額、コミュニティ助成事業補助金の増額、過年度納税補填金の増額でございます。

同意第3号から同意第16号は、農業委員会等に関する法律第8条により、甲良町農業委員会委員の任命につき同意をお願いするものでございます。

以上、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な承認、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○西川議長 日程第3 報告第1号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 報告第1号 平成28年度甲良町繰越明許費繰越計算書についてということで、1枚おめくりをお願いいたします。計算書で説明をさせてもらいます。

2款 総務費、1項 総務管理費、事業名、高虎候キャラクター商標登録事業、翌年度繰越額100万円。2目 戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業57万4,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、臨時福祉給付金事業、翌年度繰越額3,154万1,000円。

6款 農林水産業費、1項 農業費、事業名、地方創生拠点整備事業、翌年度繰越額8,350万円。

9款 消防費、1目 消防費、甲良町防災センター整備事業、翌年度繰越額5,676万3,000円。

10款 教育費、1項 教育総務費、事業名、教育施設整備事業、翌年度繰越額730万円。

合計、1億8,067万8,000円の繰り越しであります。

平成29年5月31日。

甲良町長。

よろしく申し上げます。

○西川議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 承認第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成29年6月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○中川税務課長 承認第1号 甲良町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明をさせていただきます。

議案書をおめくりいただきまして、新旧対照表の7ページから説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法および航空機燃料譲与税の一部を改正する法律ならびに当該関係政省令が平成29年3月31日に公布されたことから、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

今回の改正条例の主な改正点といたしまして、7ページの第63条の2でございます。居住用超高層建物において区分、所有者、全員による申し出に基づいて、固定資産税額を案分することを可能とする改正でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

付則の第10条の2でございます。11ページの中段から下で、めくっていただいて、12ページが主になりますが、わがまち特例の割合を定める規定ということで、平成29年4月1日から31年3月31日までの間に、子ども子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が一定の保育に係る施設を設置する場合の固定資産税についての課税割合、標準額を2分の1と定めるものでございます。

次に、付則の10条の3、その続きになりますが、長期優良住宅の認定を受けて、耐震改修または省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税について、改修工事が完了した翌年度分に限り減額措置を拡充するものでございます。

次に、13ページの付則の第16条です。軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年間延長するという内容になっております。

次に、15ページをお願いいたします。

付則の第16条の2です。自動車製作者等の不正行為に起因して軽自動車税の納付不足額が発生した場合の取り扱い等について、所要の措置を講じる

こととするものでございます。

次に、めくっていただきまして、16ページ、中段から下です。

付則の17条の2です。優良住宅の造成等のため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長するという内容になっております。

いずれも施行は、平成29年4月1日でございます。

主な改正内容は、以上になっております。その他につきましては、文言の整理でありますとか、改正に伴います条項の整理となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○西川議長 すみません。傍聴者の方に申し上げます。帽子をかぶっての入場はご遠慮いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 先ほどの説明の冒頭で、上位法の改定の説明がありました。早口でしたので、地方税法の改定はわかりましたが、そのほか、ゆっくり言ってもらえますか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 地方税法および航空機燃料譲与税の一部を改正する法律、これは一体の法律になっておりますということでございます。特に今回、航空機燃料という部分には当初の条例では関係ございません。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第1号は承認されました。

次に、日程第5 承認第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成29年6月6日。

甲良町長。

○**西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○**中川税務課長** 承認第2号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき、承認を求めることについて説明させていただきます。

承認第2号をめぐっていただきまして、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、甲良町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというので、第23条各号列記以外の部分中第2号柱書中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号柱書中「48万円」を「49万円」に改める。

付則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するというのでございます。

これにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象世帯数に係る所得判定基準が改正されたことに伴います所要の改正でございます。5割軽減の上限額が26万5,000円になっておりましたが、5,000円引き上げて27万円に、2割軽減の対象の世帯については、48万円になっておりますところを49万円に改めるという内容になっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○**西川議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○**西澤議員** この条例の改正点を見ますと、適用範囲が法定軽減の対象者が広がったというように見ていいものかどうか説明をお願いします。

○**西川議長** 税務課長。

○**中川税務課長** 対象世帯というよりも、限度額が上がったという理解でよろしいかと思えます。

○**西川議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**西川議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席ください。

起立全員であります。

よって、承認第2号は承認されました。

次に、日程第6 承認第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(平成28年度甲良町一般会計補正予算(第7号))。

上記の議案を提出する。

平成29年6月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案書の裏面をお願いします。

専第3号 専決処分書。

平成28年度甲良町一般会計補正予算(第7号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日。

甲良町長。

予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算のところでは、今回の補正は、歳入歳出それぞれ114万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,765万6,000円とするものであります。

繰越明許費の補正については、第2表で説明をいたします。

地方債の補正について、第3表で説明をいたします。

1ページ、第1表をお願いします。

収入。1款 町税、補正額5,133万5,000円の減、2款 地方贈与税339万6,000円の増、3款 利子割交付金33万2,000円の減、4款 配当割交付金12万3,000円の減、5款 株式贈与所得割交付金12万2,000円の増、6款 地方消費税交付金487万2,000

円の減、7款 自動車取得税交付金269万8,000円の増、8款 地方特例交付金3万円の減。

次のページをお願いいたします。

9款 地方交付税1億4,330万6,000円の増、10款 交通安全対策特別交付金13万5,000円の減、12款 使用料及び手数料184万2,000円の減、13款 国庫支出金1,420万3,000円の減、14款 県支出金1,470万4,000円の減、15款 財産収入667万5,000円の減、17款 繰入金6,777万3,000円の減。

3ページをお願いします。

19款 諸収入2,305万7,000円の増、20款 町債1,170万円の減。

歳入合計、補正額114万5,000円の減でございます。

次のページをお願いします。

歳出の部であります。2款 総務費2,907万7,000円、3款 民生費2,184万2,000円の減、4款 衛生費211万5,000円の減、5款 労働費ゼロ円、6款 農林水産業費1,342万2,000円の減、7款 商工費ゼロ円、8款 土木費577万2,000円の減。

5ページをお願いします。

9款 消防費2,029万3,000円の増、10款 教育費736万4,000円の減。

歳出合計は、歳入合計と同額であります。

次、6ページをお願いします。

第2表であります。変更で、9款 消防費、1項 消防費、事業名が甲良町防災センター整備事業で、補正後の金額が5,680万円であります。

次、7ページをお願いします。

第3表、地方債の関係です。起債の目的で、公共事業等債、町道改良分で810万円の減で、補正後が1,000万円です。高機能消防指令施設整備事業債110万円の減で320万円が補正後であります。獣害防止柵整備事業債250万円の減で、補正後が420万円あります。合計1,170万円の減で、補正後の合計が2億2,671万6,000円あります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 4点、お尋ねをいたします。

1つは、説明の12ページ、個人町民税と法人町民税との関係で見解の説明をお願いしたいと思うんですが、企業誘致を進める自治体があります。あ

る自治体に視察に行ったときに、法人税の収入のみに頼るということについては、落ち込んだときの対応が本当に大変だと。計画した予算上も組めない状況が発生するというのを聞いたことがあります。その関係で私は見ていましたが、個人の700万の減、そして、これは決算に近い補正の予算ですので、そういう点から見ると、法人の落ち込みは3,800万で、5倍の落ち込みになっています。もともと2億6,200万の個人町民税の収入と法人税の7,200万の収入ですから、比較はそのものできないわけですが、そういう点から見ると、やはり企業誘致をして、雇用が生まれる。その雇用は甲良町に定住するということが大事でありまして、そのことから見ると、この八千何百人いた人口が今現在、7,200人を切ろうとしているという状況の中で、この落ち込みをどう見たのかと、どのように幹部は分析をしたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、次に、17ページです。全協でもお尋ねしまして、答えがなかったので、再度お尋ねをしておきます。改良住宅の処分の収入が491万2,000円の減となります。これは、当初予定していた払い下げには、かなわなかったと、そこに至らなかったという単純なものか、それともその中には何かの原因があったのかという点で、件数とその状況の報告をお願いします。

もう一つは、同じ17ページの一番下の款17 繰入金のところの住宅新築資金の繰入金150万が計上されています。土地取得の会計からの繰入金もありますが、その住宅新築資金の繰入金は予定と比べて、つまり、この新築資金が全部完済すれば、一般会計に相当な金額が貢献できる、試算では8,000万ほどだったと思いますけども、そういう計画上から見て、計画どおり進んでいるのか、それとも困難な状況や落ち込みがあるのか説明をお願いします。

それから、もう一つ。18ページです。損害賠償金、全協では説明がありました。口開けが1,000円ありましたので、合計で3,000万円。これは小島容疑者の親が弁済をした金額を受けることなんですけども、その受けた日付ですね。以前、7月に顧問弁護士の口座に、小島容疑者の弁護士からの振り込みがあったという報告がありましたが、月日の特定ができればご報告をお願いします。

以上です。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 最初の町民税の減額についてですが、全協でも少し触れさせていただいて、まだ細かい分析ができていないので、申しわけないんですけど、確かに法人税が落ち込んでいるというのがございます。ただ、去年の決算との見比べも必要やと思いますので、その辺をまた見させていただいて

報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○西川議長 人権課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 2点目の改良住宅の譲渡の件でございますが、全体の当初の20件というのは、平成27年度の実績値に基づいて入れた数字でございます。それと、28年度の実績といたしましては、全部で13件というところでございます。

続きまして、3点目の新築資金の繰り入れの関係でございます。また後ほどの住宅資金の専決にもございますが、先に償還をされたという方もおられますので、順調に返済はされているかと思われま。ただし、未納のことについては、今後また私どもでも対応していきたいと思。います。

それと、一般会計の繰り入れにつきましては、当初どおり約7,600万ぐらいの一般会計への戻し入れというようなことも今、想定をしているところでございます。

以上でございます。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 弁済金の受け入れの日時ですが、今ちょっと手持ち資料がないので、後で報告をさせてもらうということで、よろしく申し上げます。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 私の記憶では、私も記録は閉じてしまっていますけども、7月6日に振り込みがあったというように聞いていますが、間違いがあれば、また言ってください。それが1つです。

それから、もう一つ、再質問は12ページの法人税と個人税の関係は、税務課の実務の担当者に聞いたわけではありません。このことを受けて幹部が、私がさっき言いました法人税のみに頼るとのことだけでは、町の財政確保はできないという点をしっかり見る必要がありますし、その点では、人口の増、人口の減を食いとめるというのは至上命題と、甲良町にとってはそういう課題になっています。町長さんか副町長さんに答えていただければ結構ですけども、その状況を見てどうい。うような判断、また分析をされているのかお聞かせ願。いたいと思。います。

○西川議長 町長。

○北川町長 西澤議員の質問ですけども、企業の業績についてはそれぞれの企業さんが毎年、決算を打って、そのことによって当年度、事業的に業績が伸びたのか、伸びてな。かって落ち込んだのか、そういう結果で最終的に決算に基づいて利益が出た場合は、甲良町にと。っても企業さんからの税収は見込めると。ただし、毎年同じレベルで税収が入るわけでもなくて、企業が落ち込んだ場合は税収が減額される場合というのは非常に多々あるのではないかな

とは思いますが。

ただ、甲良町においては、企業さんのウエイトというのは非常に少ない。その中で私はやっぱり企業進出は常にやはり積極的に進めるべきだというようなことを常々言うております。これは、甲良町も人口が減る中で、なかなか人口増につながる行政運営というのが、企業さんが進出して初めて雇用が生まれる、雇用が生まれて、甲良町に定住をしてもらうということが、甲良町の人口増につながり、なおかつ町民1人当たりの税収も見込めるようになるし、交付金の増額も見込めると。それと同時に、業績が上がれば、税収が増える。だが、バランスの問題もありまして、甲良町では企業さんがそう沢山進出していただける場所がございません。そういう中で唯一、南部工業団地、大林組から私が再三申し上げてやっとの思いで土地を無償で提供いただきました。こうしたものをできるだけ活用して、1社でも企業の進出をしていただけたら、よい意味では税収にもつながり、人口増にもつながるとは思っております。

したがって、甲良町も今後、一番人口が消滅する町と言われている中でどう対応するかということも含めて、地方創生の検討委員会でいろいろと協議をしていただきました。その中で、やはり企業進出が一番大事ではないかという結論にもなっております。ただ、先ほどから申し上げますように、必ずしも企業さんが、景気が悪くなって税収が落ち込み、甲良町の財政が極度に悪くなるというような状況には、今は至っていないとは思っております。

○西川議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 今の町長の見解を聞かせてもらって、認識がずれていると思うんですね。私の質問はそういう角度ではありません。実績を言われましたが、南部工業団地の計画、そしたら、北落の工業団地や北海製罐の誘致自体で、この20年間、人口がどうだったかという点を見なければなりません。私が言っているのは、法人税のみに頼るということではなくて、人口を確実に増やしていく、ないしは減らさない努力をしていくということの方が大事なのではないかという角度で質問しているんです。

企業誘致を進めれば税収が伸びるということで思っておられる方は逆に、創生会議の戦略会議のときにもある方が言っておられました。つまり、町外の企業に勤めても、甲良町に住むと。つまり、ベッドタウンという考え方でですね。そういうなのでどうですかという提案も委員さんの中からもありました。現実的に全国を見ますと、ベッドタウンで業績を伸ばして、そしてそこに定住をして、そこから通うということも十分あり得るんです。町長も言われたように、個人町民税の収入は人口が増えれば安定して収入が増えます。そういう点では、そういう方向を企業誘致と同時に、その雇用される人が甲良

町に定住するというのが大事ではないかということをおし上げています。法人税と個人税のこういう変動から見ると、そのことをきちんと見る必要があるのではないかというように言っているわけです。

○西川議長 町長。

○北川町長 まさに西澤議員がおっしゃるとおりで、甲良町の例えば北落工業団地、三菱さんと日立さんとセキノさんに進出をいただいておりますし、在土地先には北海製罐と尼子の駅前には古河ASさん、特に古河ASさんの場合は、従業員さんが800人から900人おられるというようなことです。どこの企業さんも、本当は私たちも甲良町でその社員さんは全て住んでいただきたいわけです。今現在、私どもが聞いておりますのは、ほとんどの方が彦根から通勤されておると。彦根だけじゃないですけども、そういう方も多いいということなんです。だから、そういう人たちをいかに甲良町で取り込むかということになると、まず、甲良町の中で住宅地がどこにあるかということですね。

甲良町は圃場整備率が滋賀県でナンバー2、近江八幡に次いで滋賀県で甲良町は圃場整備が94%、全田んぼの中の94%は圃場整備されたわけです。その圃場整備によって農地転用が100%できない状態にあるのが、今の現状なんです。だから、その中で住宅地を確保しようと思ったら、農地転用ができなかったらどこも住宅地を確保することができない。このことを受けて、創生会議でも住宅地の確保という問題もテーマに上がりました。

これから私も考えておりますのは、住宅地の確保のために甲良町の土地利用計画の見直しをやるということの指示を出しております。したがって、農地はなかなか民間では転用できません。だから、行政が事業をやることによって転用ができるかどうかということをおし、私も直接、知事とお話もさせていただいて、第3種農地は何とか転用ができるように取り計らってほしいというようなこともおし上げております。そういう中で今後は農地転用を少しでも広げていって、企業さんがその中で住んでもらえるアパートなり、一戸建て住宅なり、マンションなり、そういうものが建てられる環境づくりを今後は進めていかないと、人口減対策というのは難しいのと違うかなと思っておりますので、議員の皆さんもこれからは、そういう意味では両輪でしっかりとフォローをしていただいて、農地転用し、住宅地の造成ができる、そういう環境づくりに協力もいただきたいと思っております。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第7 承認第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号))。

上記の議案を提出する。

平成29年6月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 裏面をお願いいたします。

専第4号 専決処分書。

平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決をお願いするものでございます。

表紙裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出の総額に、それぞれ150万円を追加し、総額を2,037万円をお願いをするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入。4款 諸収入、補正額150万円の増額でございます。歳入の合計、補正前の額1,887万円、補正額150万円、合計2,037万円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。3款 諸支出金、補正額150万円の増。歳出の合計は、歳入と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 承認の第3号も含めまして、3号、4号、5号、共通して、決算に近い28年度の補正予算です。その範囲で賛成討論とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 着席願います。

起立全員です。

よって、承認第4号は承認されました。

次に、日程第8 承認第5号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号))。

上記の議案を提出する。

平成29年6月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 裏面をお願いいたします。

専第5号 専決処分書。

平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決をお願いするものでございます。

表紙裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出の総額にそれぞれ622万円を追加し、総額を1,222万2,000円をお願いをするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入。1款 財産収入、補正額622万円の増額でございます。歳入合計、補正前の額600万2,000円、補正額622万円。合計1,222万2,

000円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 公共事業用地取得事業費、補正額100万円の減額でございます。2款 諸支出金722万円の増額でございます。歳出の合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 この土地会計をめぐっては、全協で現在残っている土地の箇所数、呉竹が10カ所、長寺が6カ所、合計で16カ所、そして、合計で5,000平米ということで回答がありました。それが間違いないかどうかは1つです。

それからもう一つは、この中の1カ所ですけれども、5月31日付で占拠物を撤去するということ、5月31日までに撤去するということ、看板が立っていました。6月を過ぎていきますと、それがなくなっていました。その周辺の住民の方に聞きますと、30年以上も一切ほったらかしをして、そして住民の者に一切の説明もない。そして、看板を立てるときも説明がないまま設置をして、その30年を超える間、草刈りやらそういうのをわしらがしてきたと。そういうのはどうするんやという訴えがありました。

そこでお尋ねしたいのは、そういう場合、私どもも11年ほど前に放置土地の裁判を行いました。52カ所の対象で裁判をしたわけですけれども、その中にも1つあります。けれども、住民の方を私たちは責任があるということで裁判をしたわけではありません。行政の怠慢をずっと訴えてきたわけです。そこで、そういういきなり看板を設置して、私はそのときは新潟に行っておりましたが、電話がかかってきまして、その後、対応をされたようですけれども、そのときに一言の説明、一言の挨拶をせえと言うわけではないですけれども、そういう状況をちゃんと町民と対話するという姿勢を町は貫いてほしいなと思うんですが、この件について、それを担当した課長は6月1日付で配置転換になりました。そういうことから見ると、課長がそういう不始末をしたわけではなくて、町全体が放置土地、52カ所あったのが16カ所に随時減ってきているその努力は大いに認めていきたいと思いますが、その後の対応がやはり公平、公正で同和対策事業が終わってよかったなというように言える状況をやっぱりつくるべきでありますし、その過程でも対話と納得を重点に置いてもらいたいと思うんですが、この5月31日付でこの土地の一面に看板を立てられたいきさつと、それからその対応について説明いただけま

局長。

○**陌間事務局長** 議案第23号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年6月6日。

甲良町長。

○**西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**橋本総務課参事** 議案第23号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

児童福祉法の改正によりまして、第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改めるものでございます。

育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情のところ、「保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるものでございます。

あわせまして、第4条中、また第10条第7号中におきましても、同じく「保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるものでございます。

付則。この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

○**西川議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**西川議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**西川議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**西川議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、日程第10 議案第24号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

- 陌間事務局長** 議案第24号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成29年6月6日。

甲良町長。

- 西川議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

- 橋本総務課参事** 議案第24号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことによるものでございます。

第5条第2項第1号中、また同項第2号中、また同条第3項中におきましては、文言の改正でございます。

第3項で規定しております、損害補償に係る補償基礎額について、第1号、配偶者につきましては、「433円」から「333円」に改正いたします。第2号、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある「子および孫」を「子」に改正し、「217円」から「267円」に改正をいたします。第3号、「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」を新たに加えて、補償額につきましては217円、それは金額の改正はございません。第4号、第5号、第6号につきましては、2号が加わることによる号ずれでございます。

第5条、第4項中、「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、以下の次に、「この項において」を加える。

付則。この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するということです。

以上、よろしくお願いいたします。

- 西川議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 西川議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 西川議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、日程第11 議案第25号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第25号 平成29年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成29年6月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 予算書の裏をお願いいたします。

歳入歳出予算のところですか。今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,852万2,000円を加算し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,502万2,000円とするものであります。

債務負担行為の補正は、第2表で説明をいたします。

地方債の補正は、第3表で説明をいたします。

1ページの第1表をお願いします。

歳入。13款 国庫支出金、補正額985万円の減、14款 県支出金243万2,000円の増、17款 繰入金1,692万2,000円の増、18款 繰越金471万8,000円の増、19款 諸収入690万円の増、20款 町債2,740万円の増で、歳入合計で、補正額の合計が4,852万2,000円であります。

2ページをお願いします。

歳出です。2款 総務費、補正額4,512万2,000円、3款 民生費ゼロ円、4款 衛生費30万円、7款 商工費310万円で、歳出合計額は歳入合計額と同額であります。

第2表。次のページです。

追加で、国土利用計画策定事業で、期間が平成29年から平成30年度までで、限度額を490万円にするものであります。

次のページをお願いします。

第3表。地方債の補正のところですか。起債の追加分であります、起債の目

的で、庁舎改修事業債、限度額 1, 530 万円。地域活性化事業債、限度額 2, 110 万円。廃止として高虎ふるさと館整備事業債で、限度額 900 万円を廃止するものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 説明書の10ページのところの一番上、財産管理費のところですが、設計監理委託と施設修繕工事、関連があるかと思いますが、内容についてご説明をいただきたいと思います。それが、1つです。

それから、2つ目は総務費。県税の納付金の補償、それから、過年度納税補填金とあります。いまひとつわからないわけですが、これは小島容疑者にかかわる関連の税金だというように思いますが、県税はつまり着服された分が納まっていなかったので補填をします。けども、過年度の納税の補填金、いまいち理解がしづらいです。説明をお願いしたいと思います。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、設計費と施設修繕のところですが、この工事につきましては、役場庁舎の危険箇所の改修ということで、当初予算で2階の屋根の部分、危険なところの予算を見てもらいました。その関係でちょっと再度調べましたら、屋根裏もちょっと危険箇所が出てきたので、コンクリートから鉄筋みたいなものはみ出しているところがあるところがあるので、それも併せて修繕しようかなということで、今回の補正がこれです。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 補償金の関係です。県税納付金のところですが、これについては全協のときにカラー刷りの資料を出させていただいていると思いますが、その内訳ということになります。1, 692万2, 000円ということで、財政調整基金に積み立てをしておりましたものをいったん歳出して充てるということで、県税分につきましては、カラー刷りの表ではわかりづらいんですけど、172万3, 000円、県税納付金補償と書いておりますが、それ以外の分については、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、あと法人町民税ということになってきますが、実際にはこれを税目ごとに振り分けていくということになるんですけど、ちょっとまだそこまではできていないということで、今回、明確にこうであろうとわかってきた部分について財政調整基金からこちらの方に予算化をしたということでございます。それぞれの1, 519万9, 000円の内訳につきましては、法人町民税が27万8, 700円、固定資産税が418万9, 200円、軽自動車税が746万4, 100円、国民健康保険税が68万333円ということで、それ

と先ほどの町県民税を合わせまして、合計で1,692万2,000円と、そういう整理はしておりますが、今回は補償、補填というところに一応上げさせていただいたということでございます。

以上です。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 税の実務をしていないとなかなかわからないことなんですが、このカラー刷りの表で言えば、県税はわかります。そして、ここの1,519万9,000円の下に、町民税分として、いったん支出して各税目で収入するとなっていますので、さっき言われたこの着服額の分類を判明させなければならぬと。法人税、町民税、それから軽自動車税、国保税、固定資産税というように振り分けて、判明次第、その税目のところに過年度の収入として入れていると。この表で言えば、いったん支出する先はどこになるんですか。

単純質問にかえて聞かせてもらおうと、どこにこの1,519万9,000円、つまり、町外の金庫に支払いをする、相手に支払いをするのはわかりますが、もともと甲良町に入るべき税金をこういうふうに振り分けをして、支出のところで出てきますので、ちょっと理解がしづらかったんですが、町税分をどこに支出するのか。つまり、別の科目に支出をして、それからわかっていった段階で各税目、つまり、固定資産税がこんだけあった、軽自動車税がこんだけあったというのがわかっていき次第、振り分けると。それまでのわからない間の補填金として町税分はどこに支払って、その作業を進めていけば、その細目がわかってきて振り分けることができるということなんじゃないか。

○西川議長 税務課長。

○中川税務課長 おっしゃるとおりで、ほぼ合っていると思いますが、いったん、補償金という形で財政調整基金に入金していたものを一般会計へ繰り出すという、この歳出ということでございます。税目はある程度わかっているんですけど、それをさらにわかってきた時点で。実際には、どういったらいいんですか、そもそも一般財源という扱いになります。そもそも税で入ってきますけど、一般財源という扱いになるのと同じで、これを決算上、どこへ振り分けるかということにはなってくるのかなとは思いますが。

それと、このうち県税分については、専決の予算の方で約17万7,000円を県の方に既に支払いをさせていただいておりますので、今後、町県民税についてもわかってきた部分については、そういう扱いをしていくというふうになると思います。

それから、カラー刷りの表で、一番最後に追加判明額1,692万2,0

00円となっておりますが、ここの追加という意味がちょっと違いますので、ここは追加ではございません。もともとの3,000万の内訳ということで、新たに1,692万2,000円が3,000万にプラスされたという意味ではないので、そこは少し理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、関連がありますので、日程第12 同意第3号から日程第25 同意第16号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第3号から同意第16号は、同一案件名でございますので、一括で議案を朗読させていただきます。

甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成29年6月6日。

甲良町長。

○西川議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○北坂産業課長 それでは、裏面をお願いします。

甲良町農業委員会委員に次の者を任命することについて、農業委員会などに関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

まず、第3号の方でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字長寺362番地1。上田常雄さんでございます。昭和26年2月21日生まれ。自治会では長寺西の区長など、地域のリーダーとして活躍され、平成27年度からはJAの東びわこ経営管理委員としても活躍されておられる方でございます。

続きまして、2ページ飛びまして、同意第4号でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字在士471番地。陌間守さんです。昭和31年4月23日生まれでございます。在士区では、農業組合長、区長などを歴任されて、農事法人在士和rk21の現在、理事をされておられまして、法第8条第5項第2号の認定農業者に該当されるものでございます。

続きまして、同意第5号でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字小川原344番地。北川隆司さんです。昭和26年5月22日生まれでございます。小川原区では、農業組合長、区長を歴任されまして。農事組合法人の発足に

あたって理事をされておられます。こちらの方も認定農業者に該当される方でございます。

続きまして、同意第6号の方でございます。2ページをお願いします。滋賀県犬上郡甲良町大字北落32番地。上田勝さんでございます。昭和28年7月26日生まれでございます。北落区では、村づくり委員会委員、農業関係団体の役員などを歴任され、北落営農生産組合の役員もされておられまして、現在、農事組合法人北落営農組合の理事をされておられます。また、農業委員としても3期を務められておられる方でございます。認定農業者に該当される方でございます。

また、2ページめくっていただきまして、同意第7号でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字小川原756番地。建部聖子さんでございます。昭和37年3月10日生まれでございます。呉竹農業組合から推せんをいただき、農業委員会法第8条第7項の女性・青年枠に該当される方でございます。

続きまして、同意第8号でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字尼子1790番地。古川俊雄さんです。昭和26年12月11日生まれです。平成20年から現在まで、農業委員を務められまして、集落でも農事法人の楽農ファーム session 22の代表をされておられる方でございます。認定農業者に該当される方でございます。

続きまして、同意第9号の方でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷1407番地。松宮利治さんです。昭和25年10月1日生まれでございます。下之郷農業組合長を2回、農業組合の評議委員などを歴任され、農事組合法人きらり下之郷の理事として現在も活躍されておられる方で、認定農業者に該当される方でございます。

続きまして、同意第10号でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字尼子1509番地。梶木義昭さんです。昭和17年4月18日生まれでございます。尼子の農業組合長、また農事法人尼子営農組合の理事もされておられまして、現在、農業委員もされておられ、尼子土地改良組合の組合長も歴任されておられる方でございます。

続きまして、同意第11号でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺86番地1。松原利三郎さんです。昭和24年5月8日生まれの方です。法養寺の農業組合長を4期にわたり歴任されて、法養寺の区長も歴任されて、農業委員に適切ということで推せんをいただいております。

続きまして、同意第12号でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字金屋1037番地。松居清三さんです。昭和27年4月28日生まれで、金屋の農業組合長をされておられ、現在、農事組合法人ファームかなやの理事をされておられます。認定農業者に該当される方でございます。

続きまして、2ページめくっていただきまして、同意第13号でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字正楽寺301番地。藤原新祐さんです。昭和19年5月27日生まれでございます。正楽寺の公民館長、区長を3回などを歴任され、町の教育長、小中学校の校長などを務められておられる方でございます。農業委員会法第8条第6項にあります教育関係の中立委員に該当される方でございます。

続きまして、2ページめくっていただきまして、同意第14号でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字長寺326番地。北川孫太郎さんです。昭和17年4月10日生まれで、現在、農業委員をされておられまして、区長や協議員など、集落においても要職を経験され、農事組合法人フェルム長寺東の理事として現在活躍されておられます。この方も認定農業者に該当される方でございます。

続きまして、同意第15号でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字横関332番地。奥川重司さんです。昭和34年2月17日生まれでございます。農事組合法人ファーム横関の代表理事をされておられ、字内でも多彩に活躍されておられる方でございます。この方も、認定農業者に該当される方でございます。

続きまして、同意第16号でございます。滋賀県犬上郡甲良町大字池寺643番地。藤原勝義さんです。昭和18年12月11日生まれでございます。池寺区では土地改良組合長などをされておられ、甲良町では農業委員会の会長も、甲良町農業再生協議会理事、滋賀県農業会議常任委員などを務められておられる方でございます。

農業委員会法第8条第5項におきまして、認定農業者が過半数必要ということになっておりまして、14人中8人の方が該当となっておられまして、過半数と認められる案件でございます。

以上、14名の方の任命同意をお願い申し上げます。よろしく願いします。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 14人の推せんをされて、名簿に上がってきた経緯、それから、それぞれの団体などが推せんをされておられますが、総括的にどのような経緯を経て、今回の議案に上がってきたのか、経過の説明をお願いします。総括的で結構です。

○西川議長 産業課長。

○北坂産業課長 まず、昨年度末に募集をいたしまして、集落から、もしくは農事組合法人などから推せんをいただいた方々でございます。団体といたし

ましては、農事組合法人であるなり、区の農業組合、またJAの東びわこなどから推せんをいただいた方々で、1名だけが応募という形になっております。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 聞こうと思っていたことを言われたんですけども、応募されている方は女性枠の方ですか、それとも別のところか説明をしていただきたい。女性枠の方については、どういう経過で、団体などが推せんをされたのか、その説明をいただいたら結構です。

もう一つは、農業委員会条例の改正が以前上がりました。そのときに、手続つまり法が変わって、選挙ではなくなる、町長の任命制、議会の同意が要るわけですけども、その方向に法律が変わって、各字、各団体が推せんしていく上で、早く手順を示してほしいという意見も出ていましたし、私も発言をしたように思います。そこで、こういう方法で14名を選任していくんだということが最終的に決まって、各団体や各字に通知をされたのはいつでしたか。その2点、よろしくお願いします。

○西川議長 産業課長。

○北坂産業課長 応募の方につきましては、その女性枠の方以外の方でございます。また、女性枠の方につきましては、呉竹農業組合からの推せんでもございました。

時期につきましては、昨年度末で募集をかけさせていただきまして、14人がそろった時点での評価委員会というのを3月末で実施いたしておるところでございます。

○西川議長 西澤議員。

○西澤議員 担当課を変われましたので、わからなかったと思いますけども、その議論が出ていたのは、議会に出席をしていただいていた北坂課長もご存じだと思います。調整が必要だし、各団体で推せんをしていく上で、早くその推せん方法、それから、その方向のマニュアルを出してほしいという意見もありました。ですから、3月末でそろったということですけども、その各団体や各字に通知をされた最終的な日付、つまり、混乱なく、こういうようにして選定をされてきた、終わりよければ全てよしですけども、経過としては苦情もあったわけですね。もっと早うしてほしいと、法が変わって選び方が変わってきましたから、その調整が要るというのは、ずっとそのときから意見が出ていたわけで、その団体や各字に通知をされた最終の日付、それでもってまた行政としては総括をしてほしいし、今わからなければ、また後で答えていただいたら結構ですが。

○西川議長 産業課長。

○北坂産業課長 後ほど調べさせていただきたいと思います。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第3号は同意されました。

次に、同意第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第4号は同意されました。

次に、同意第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第5号は同意されました。

次に、同意第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第6号は同意されました。

次に、同意第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第7号は同意されました。

次に、同意第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第8号は同意されました。

次に、同意第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第9号は同意されました。

次に、同意第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第10号は同意されました。

次に、同意第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第11号は同意されました。

次に、同意第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第12号は同意されました。

次に、同意第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第13号は同意されました。

次に、同意第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第14号は同意されました。

次に、同意第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第15号は同意されました。

次に、同意第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第16号は同意されました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○西川議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

総務課長。

○中川総務課長 先ほどの西澤議員の質問で、弁済金の入金の日ですが、確認しましたら、7月12日に町の方に入金されております。

以上であります。

○西川議長 産業課長。

○北坂産業課長 先ほどの西澤議員のご質問で、各通知をどのようにというところでございましたが、広報、ホームページなどで2月1日に掲載され、12月22日には農業組合長会でも説明しております。また、1月26日にも事前説明会というところで、正副農業組合長に説明しております。また、受け付け期間については、2月1日から2月末までで実施しており、13名、1名減でしたので、2月15日まで延長して申し込みいただいたと。それで、評価委員会を3月27日に実施いたしております。

○西川議長 次に、日程第26 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により1人30分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

それでは、9番 丸山議員の一般質問を許します。

9番 丸山議員。

○丸山議員 久しぶりの一般質問でちょっと緊張しております。まず、町民の声を議会に。

長寺センターについて。長寺センター前の道路、県道ですよね。朝の時間帯、夕方、通勤の抜け道のように使われているんだと思いますが、非常にスピードが出ており、事故をするとかなりやっぱり大きい事故につながっている、今までずっと見ております。そこで、スピード制限の看板がないんですが、あれを設置するということはできますか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 スピード制限の看板については、今年度、設置するようにはなっております。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 まず、スピード制限の看板を設けられた後、もしそれでもまだすごいスピードで行かれたときは、制限速度看板があれば、スピード取り締まりとか、交番の方も動けますか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 当然、スピード看板が出たら、法定スピードなので、それに違反したら、そういう対象になると思います。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 設置をいただけそうだとということで、この問題に関しては、これでよろしいです。

それに続き、その長寺センターからちょっと南の交差点、よく事故があります。それも前々から言っているスピードの出過ぎで、ちょっとの事故じゃなしに、かなりきついというか、この間からもう何回も、きのうの朝はそのまださらに南であったんですが、やっぱりスピードの出過ぎで、あんなところでと思うんですが、非常にやっぱり大きな事故につながっておるので、あの交差点のところには年寄りの方もいれば、小さな子どもが横断していくところですので、何とかあの辺の回転灯が回るか、危険、徐行の看板を設置していただけるか、道路にもっと横断歩道を大きく書いて注意できるようなことはできますか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 その交差点につきましては、まず平成24年度に地元の方から要望をいただきまして、28年7月29日に現場確認をして、結論が出ております。その1つで、今年度、スピードの看板も立てますし、あと交差点の中にマークの設置でペイントがされていますし、もうそれもしましたし、あと外側線を狭めてスピードを落とすような対策をすることは決まっております。時速についても、40キロ、場所によっては30キロの看板をつけるというふうには決まっております。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 わかりました。ぜひ一日も早く設置の方をお願いしたいと思います。

続いて、下の長寺地域について、小さな子どもたちが遊ぶというか、小学校4年生、5年生ぐらいまでなると、正直、長寺区としてはなしに、町民グラウンドというのは大きいグラウンドがあるんですが、やっぱりあそこまで小学校3年生ぐらいまでの子どもはなかなか遊びに行けないと。村の中に小さくてもいいから、ちょっと遊べるような公園を設けてほしいという声ですので、そういうことは考えておられますか。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 長寺地区内につきましては、以前、公園があったということでは認識はしておるところではございますが、公園になりますと、また地元の維持管理等もございますし、今のところでは町独自で予定

するという事は考えておりません。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 それは、今まであった公園を管理というのは、公園のあるところ、組内の人が草むしりなどのいろいろな掃除はしていただいていたんですが、今はもう全部アスファルト舗装して、駐車場という形で使うてんですが、やっぱり小さな子どもにしたら、いうたら緑ヶ丘の町民グラウンドまでなかなか歩いては行けへんし、自転車に乗っていくのも非常に危ないしということをやっぱり聞いておりますので、できれば旧の長寺センターのどこ、あそこは町の所有地やし、何とかあの辺で小さな子どもが遊べるような、そんな大きなものでなくてもええけど、ちょっと子どもが遊ぶ場所が全くないので、非常にこどもが危ないと。というのは、そういうような関係でさっきも言った長寺センターの方にもやっぱり小さな子どもがたまに遊びに行くんですが、横断するにしても県道を通っていかな行けへんし、できたらそういうようなのを今後検討していただきたいなど。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 地元の役員さんのご意見をまずは聞くというところからスタートしていきたいと思います。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 同じような感じになるんですが、何べんも言いますが、町民グラウンドでお年寄りの方がグラウンドゴルフをしておるんですが、やっぱりそれも車やバイクに乗って行ける人はいいんですが、もう車も乗れないようなお年寄りさんがグラウンドゴルフをしたいと、そういう中での公園、それも兼ねて村の中、大きい中ですがひとつ何とかしていただけないかということをお願いしたいんですが。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 確かに長寺西にはグラウンドゴルフをしていただけるグラウンドがございません。ただ、グラウンドを設置する予定はございませんので、引き続き甲良町総合公園の方をご利用いただきたいと思います。

以上です。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 今のところは、そういう地元区からの申し出がないとなかなか動けないというのはよくわかるんですが、これは小さな子どもを持っているお母さんの声と、年のいった方がどうしても町民グラウンドまで行くのは大変やという声ですので、今後またこれを課題の1つとしてお願いしておきたいと思います。

3番に入ります。学校給食について、これも正直、彦根学校給食センター

になってから味が変わった、そこへもって量が少なくなったんじゃないかという。これは給食費を払っていただいているお母さんからの声でございますので、そののこのところひとつ。

○西川議長 教育次長。

○福原教育次長 議員の質問に対して、東西小学校と中学校の方に確認をしたところ、東西小学校につきましては、おかずの量、中学校につきましては、ご飯の量が少なく感じることもあり、その都度、給食センターの方には報告しているみたいです。あとまた、学校給食センターでは毎年、配缶調査を実施しておりまして、その結果に基づいておかずの量等の調整を行っております。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 わかりました。多分、子どももそれなりに大きくなってきているから、今までとは食べる量が変わってきているせいもあると思うんです。しかし、味の薄い、濃い多分、調理師の方が塩分控え目とか、そういうのを控えてちゃんと処理しているから、味の薄い、濃いは多少はしようがないと思っています。やっぱり地元の給食センターのときの方がおいしかったと、地元の子どもたちはね。やっぱり量がちょっと減ったんじゃないかというのはあるのと。それは一概には言えへんのですが、そののこのところまた、そういう声を聞いたら、できたら少しでもお願いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

現在、給食費の滞納金、早く金額を言うと悪いんですが、既に100万円は既に超えとると思うんですが、金額はいいんですが、滞納状況、これは確実に少しでも教育次長は頑張って減らしていくようなことを一生懸命言うてくれたので、その後、滞納金は減っておるのか、さらに増えとったら困るんですが、その辺の状況だけでもひとつお願ひします。

○西川議長 教育次長。

○福原教育次長 教育委員会といたしましては、給食費も当然、保育料の方もありますので、その兼ね合いというのがあります。ただ、給食費につきましては、平成27年度の決算時の滞納額に対して約79万円の納付が確認されております。昨年度の収納率がかなり低かったというのもあるんですが、昨年度と比べて34%の増となっております。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 今の声を聞くと、確実に多少なりは徐々に減ってきているという認識でよろしいですね。

○西川議長 教育次長。

○福原教育次長 それで、結構です。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 これからも大変だと思うんですが、こっちではもらえない、彦根には払わなあかん。言うたらこっちでももらえないけど、彦根市には持っていかなあかんという状態が続くと、そのうちパンクしてしまうかもしれないので、その辺は徐々に減っているということを確認しましたので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

その中で、後はまた甲良町としては医療無料化となっておりますので、学校給食も無料化に向けてのこともひとつはまたこれからも考えといてほしいなと思います。

○西川議長 教育次長。

○福原教育次長 その質問に対して、今、無料化等については考えておりません。ここで検討するだとかいうのも、ちょっと控えさせてもらって、行く行くのことをとということで、今の意見は十分聞いておきたいと思います。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 ありがとうございます。前向きな答えで、今すぐに答えを出せというのは、それはもちろん教育次長だけでは決められないと思いますので、この先どうなってくるかわからない義務教育の間、やっぱり給食費が無償化になれる時期が来ればいいなということをおもっておりますので、ありがとうございます。

ちょっとこれは近隣で聞いたんですが、給食センターの運送業者の委託は、彦根市で車を配送させているのか、どこかこれは運送業者に委託をしているのか。というのは、運送業者に委託しているということであれば、もちろん料金が発生しているということで、近くの愛荘町さんかなんかやったら、日本通運さん、大きい運送会社で緑ナンバートラックというのを使っているんですね。近くで見ると、東近江市さんの方でも何か所か見るんですが、彦根学校給食センターの配送のトラックを見ていると、白ナンバートラックなんです。責任は一緒なんです、そういう意味であれば別に何も害はないのか、突っ込まれたときにもし何で彦根学校給食センターだけ白ナンバートラックが走っているのかと聞かれたときに、何も問題がなければいいんですけど、そこはどうですか。

○西川議長 教育次長。

○福原教育次長 今現在、彦根の給食センターでは、株式会社東洋食品というところに委託をして、7台の配膳車で各校を回っております。今、議員が言われるように、確かに彦根給食センターは白ナンバーで、愛荘町につきましては緑ナンバーなんです、配送車の分類というのがありまして、甲良町につきましては、株式会社東洋食品が自家用自動車としてリースをしているも

のでありまして、自家用自動車につきましては白ナンバーでもオーケーということで、彦根給食センターが使用している車については何の問題もありません。また、愛荘町の緑ナンバーは日本通運さんで、多分、営業目的の車だから緑ナンバーになっているのかなと思います。彦根給食センターの白ナンバーについては、問題はないということ聞いております。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 問題がなければ、別にこれはどうということはないんですが、やっぱり近隣というか、近くで見えておりますと、そういう大きな運送会社で、テレビなんかでもようやっているんですが、白ナンバートラックはもぐりというか、そういうようなことを聞きますので、何も害がなければいいんです。ただ、何か事故とかなければいいんですが、あったときにそういう対応がしっかりとできているのであれば、別に問題はなくて、どこから突っ込まれて聞かれても、それは問題がないという認識でよろしいですか。

○福原教育次長 はい。

○丸山議員 はい、わかりました。

4番にいきます。中学生のヘルメットが4月から義務づけで、正直、私らのときからヘルメットはあったので、ずっとあると思っていましたのが、認識不足でしたが、4月からヘルメットの着用について、かぶっている率というか、かぶっている子が少ないように思うんですが、その辺はどうですか。

○西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 中学校に確認しましたところ、着用率は1年生が8割、2年生が5割、3年生については3割とのことでした。着用率の向上に向けて、中学校では全校集会や各学年集会等で指導を続けているとともに、保護者の皆さん向けにも、また生徒指導通信や学級通信等で着用の指導の強化をお願いしているところであります。

また、教育委員会としても防災無線を使って、着用の呼びかけを続けておりますとともに、町広報でも3月と5月に周知、啓発のための掲載を行わせていただきました。日々、交通指導と併せて着用の指導を行っております。今後も学校や保護者、それから町も協力して、生徒の安全確保のための取り組みを工夫して続けていきたいと考えております。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 一生懸命やってくれているというのがわかったんですが、今朝も見えていたんですが、中にはきちっとかぶっている人、顎ひもも閉じてちゃんとかぶっている人は見かけるんです。中には、自転車の前のかごに入っていると、全くその場だけかぶるのかなというような感じにとれたんです。それと、今日もまた見ていたら、全く持っていない子、ヘルメットを持ってきて

いない。ああいうのは学校で先生方が朝入るときも、夕方帰るときもいつも立って、見送っておられますよね。そういう中で最低限度、持ってきていない子、かごに入れた子は多分その場だけでもかぶって、先生の前だけでもかぶって出ていくのかなと思っておるんですが、今日見ていたけど、全くかぶっていない子、せっかく無償で提供している中、正直言って、私らのときから思ったら、今のヘルメットは格好いい。普段、遊びというか学校以外でもかぶっていても。私らのときは丸っこいのがいうか、いかにもいうようなヘルメットでしたけど、今のはほんまにサイクリングにも使えるようなええヘルメットですので、何とかもう少しかぶっていただけるように学校の方でもチェックというか、これはあかんのですが、かごに入れてある子はかぶっているのかなと思うんですけど、全く持ってこない子、その指導を何とかもっとしていただきたいなと思います。

○西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 ありがとうございます。今後も学校と協力して、生徒の安全意識の向上に向けた工夫を続けていきたいと思っています。学校の方では決まりで生徒にということよりも、気持ちで生徒にかぶらせるように努力する方法ですので、こちらと一緒に工夫していきたいと思っています。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 わかりました。4月からですので、まだ始まって間がないんですが、やっぱりそれをこれから義務づけということで、ヘルメットをかぶっていないと、事故したときには大変だということ子どもたちにわかっていただきたいし、そういうような指導をこれからもよろしくお願ひしたいと思っています。

最後、5番の防災センターについてに入りたいと思います。工事はまだ入札までも行っていない状態ですが、これは条件というのか、どういう表現をしていいのかわからんのですが、非常に大きな工事ですので、なかなか地元業者がトップに立っていけるといいんですが、町長は当初、分割、細かくでも分けて地元業者が潤えるためにということをお聞ひしておりますが、もしこれが地元業者に落ちない場合、下請けという形でも地元業者が何とか潤えるため、活気が出るために使えるという方向でお願いしたいと思いますが、どうですか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 議員が申されましたように、町内業者を使っただけようにお話はさせていただきたいと思っています。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 これに対しては、入札はもちろんまだなんですが、入札のときの

説明会とか何かいつもありますよね。審査会とかありますよね。そういう中で来ておられる中でそういう声が一言、どこがとってもかけてあげてほしいなど、これは要望になりますけど、そういう方向でいけますか。審査会とか入札前のときに、そういう声で地元業者に何かあれば1つでも助けてあげてほしいなという気持ちですが、その辺をよろしく、どうですか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今おっしゃられました契約審査会、こちらの方は役場の職員で設けておりまして、その中で協議いたしまして、今の議員の発言に対してお応えできるようなことをさせていただきたいとは思っています。

○西川議長 丸山議員。

○丸山議員 もうこれはかなり前になりますが、今の県会議員の大野和三郎氏が豊郷町の町長のころ、あのころやっぱり豊郷町の業者はかなり潤えたというか、地元業者に流れるというか、仕事を下請けでさせてもらえるような感じで、豊郷町はあのころは業者さんは潤えたと聞いておりますので、またその辺、聞ける範囲であれば近隣ですので聞いて、また参考の1つにもしてあげてほしいなと思うんです。というのは、地元が潤えることにして活気が出る、明るいまちづくりの1つにも進むと思うので、そこのところどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○西川議長 丸山議員の一般質問が終わりました。

次に、1番 岡田議員の一般質問を許します。

1番 岡田議員。

○岡田議員 1番 岡田隆行です。議長のお許しが出たので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

はじめに、ヘルプマークの啓発と取り組みについてお聞きしたいと思います。障害のある人が携帯し、災害時などに緊急連絡先や必要な支援内容を周囲に伝えるヘルプマーク、東京都が2012年10月に標準様式を定めたことを契機に作成する市区町村は都内のみならず、全国に広がっています。そうした中で、政府は3月22日、ヘルプマークを案内用図記号を規定する国内規格JISに今年7月から追加する方針を発表、安倍晋三首相も国会答弁でヘルプマークについて大変意義があると述べ、一層の普及を図る考えを示しているそうです。そこで、ヘルプマークとはどのようなものなのか、知らない方も多いと思うので、お伺ひしたいと思います。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 ヘルプマークとは、このようなものです。内部障害や難病の方、また人工関節とかをお持ちの方はなかなか外見からは配慮が必要だ

ということがわかりにくいということで、これが東京都で開発されて配布されております。滋賀県では、29年4月からこれを県が作成して各市町に配布しております。裏の方に住所、氏名とか連絡先とかいうのを書いて張ってもらって、かばんとかにつけるといふ、このようなものでございます。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。ヘルプマークは義足や人工関節を使用している患者、内部障害者や難病の患者、または妊娠初期の人など援助や配慮を必要としていることが外見ではわからない人々が周りに配慮が必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された、東京都によるマークであると認識しております。

本町において、外見では分かりにくいとされる内部障害者や難病患者でヘルプマークを必要とする人数はどのくらいおられますか、お聞きしたいと思います。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 本町において内部障害をお持ちの方は102名おられます。また、難病の方は68名おられますが、その全ての方がヘルプマークが必要な方とは限りません。こちらは申し出によって配布されるもので、手帳をお持ちの方に一律に交付するとかという方法は考えておりません。また、手帳を持っている、持っていないにかかわらず、希望される方には配布できることになっております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 援助や配慮を必要とされる方々が、なかなか自分から席を譲ってくださいとか言いにくい世の中になっておりますので、先ほどお聞きしたヘルプマークを必要とする人数の方々にはヘルプマークの趣旨などを説明していただいて、配布して活用していただけるように配慮していただけたらと思います。

次に、障害を理由とする差別や合理的配慮の不提供をなくすことで、障害のある人もない人もともに社会をつくることをめざし、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行され、各自治体で障害者など援助や配慮が必要な方に対する取り組みとして、援助、配慮が必要であることを示すマークの作成、啓発や援助、配慮を实践する運動などさまざまな取り組みが行われております。

今回のヘルプマークの啓発においては、関西広域連合、2府6県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県で構成され、この関西広域連合が主体となってヘルプマークの啓発活動が行われております。滋賀県では、平成29年4月3日から配布が決定しております、各自

治体で既に配布されています。そこで、本町において啓発の取り組みと配布実績についてご質問させていただきたいと思います。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 滋賀県が作成したポスター、チラシはこのようなもので、既に配布されておりまして、保健センター等にも置いております。配布実績としては、現在のところまだゼロ件でございます。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 啓発とかは、町の独自でですか。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 広報の方で1市4町でそろえて広報をやっていこうという検討をしております、彦根市が先行いたしまして6月15日号の広報に出すということで、他の町では7月号、8月号をめざして検討中でございます。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答ありがとうございます。滋賀県では、希望される対象の方々にヘルプマークを配布するとともに、ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車、バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をしていただけるようマークの趣旨を広く周知していくそうです。そして、各市町村だけでなく、企業も徐々に普及啓発活動に力を入れております。本町においても誰もが支援を求めることができ、支援を求められなくてもそっと声をかけてあげられるようなまちづくりを町全体で取り組むべきだと提言して、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。文部科学省は2017年度からがんに対する正確な理解を深め、命の大切さを学ぶがん教育の全国展開をめざした取り組みを本格化させるそうです。そこで、がん学習の意義について、本町の見解をお願いいたします。

○西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 がんは国民の2人に1人がかかると言われています。がん教育は生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、適切に管理、改善をしていく資質と能力の育成を目的とする健康教育を推進する上で意義のあることだと考えております。さらに、がんそのものの理解とともにがん患者に対して正しい認識を深め、適切な態度や行動のできる人格形成が必要だと考えております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 がん教育の意義については、先ほど学校教育課長がおっしゃられ

たように、がんは日本人の2人に1人が生涯のうちに患う国民病である。その原因や予防、検診、治療法などの正しい知識を伝えるだけでなく、命についても考えさせることができるのが、がん教育だそうです。がん教育を通して、自分の命を大切にすることを学んだ子どもたちが、他人の命を思いやり、いずれは国の将来をも考えられる人材になるであろうというのが狙いだそうです。

次に、がん教育についてですが、がん教育といっても保健体育の一環として、生活習慣の改善に焦点を当てる学校もあれば、道徳教育として命や心の問題に重きを置く学校もあるそうです。一定の基準に応じた柔軟な姿勢が大切ですけれども、今年度における本町のがん教育の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 中学校では、今年度、7月に長浜病院の医師から3年生の生徒を対象にがん教育、講演会を実施します。今年度、初めての取り組みになりますが、これを機会に継続的に取り組んでいく予定です。この講演会については、先ほど岡田議員が言われました、心の教育につながる内容になるのではないかと考えております。

両小学校では、今年度、がん学習としての具体的な実施予定はありませんが、健康教育の中で喫煙によるがんの発症のリスクを盛り込むなど、今後の学習内容を検討していく方針であります。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答ありがとうございます。2017年度からのがん教育の全国展開にあたり、文科省はこれまでにモデル校で3年間で延べ293校での授業実施のほか、教材の作成、外部講師登用のためのガイドライン作成など、体制づくりを進めているそうです。しかし、全国展開をめざす上での課題もあり、がんに関する正しい知識が教員側に不足していたり、がん教育を行う外部講師に対する研修も十分ではないそうです。

そこで、文科省は今年度、がんの教育総合支援事業として、教員や外部講師による指導充実のための研修を積極的に行う方針だそうです。例えば、東京都ではがん専門医と医師会、学校、行政関係者らでつくるがん教育推進協議会を6月中に設置するそうです。協議会では、外部講師の効果的な登用方法や連携体制のあり方について検討し、区市町村教育委員会や学校に周知していくそうです。がん専門医を外部講師とした授業も一部で行われているそうですが、学校の教育だけの授業と比べて、がん専門医を外部講師として活用すれば、医療現場での経験に基づいた話ができ、子どもたちが実感しやすくなって、教育効果は大変大きいそうです。早期発見と早期治療の重要性

や受動喫煙含めた生活習慣のリスク、危険性と同時に、患者さんの体や心の辛さについても一緒に考え、授業を受けた子どもたちからは、死ぬとか怖いとか治らないというだけだったがんのイメージが変わって、がんを身近な病気だとして捉えられたといった声が寄せられて、またがん教育を受けた子どもが家族の方に、検診を受けてほしいと伝え、がん検診の受診向上につながったケースもあるそうです。

豊島区では、全国で初めてがんに関する教育プログラムを独自に開発しておりまして、2012年度から区立の全小学校6年生、中学校3年生の保健の授業で使用していて、がん教育の環境整備が進み、外部講師の出張授業を取り入れる上での大きな一助となっているそうです。ぜひ豊島区の教育委員会などを通じて、最も進んでいるがん教育のアドバイスを取り入れてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 先ほど申しました中学校でのがん教育の講演会ですが、この講演会については、滋賀県内でがん教育を推進する学校外の教育団体、がん治療の会という方々と結びつきを持たせていただいて、この講演会を持つことができました。先ほども申しましたように、講演会の講師としては長浜病院の専門医に来ていただくということです。中学校の方でも始まったところですが、岡田議員にいただいた情報も含めて今後さらに深めていく、広めていくような方向性で検討をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 大変丁寧なご回答をいただきまして、ありがとうございます。それでは、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、3番目の質問ですが、4月26日の新聞に東京都内で10月に開業する県の首都圏情報発信拠点、アンテナショップについて、三日月大造知事は名称を「ここ滋賀」に決定したと発表し、当初5年間で13億5,000万円を投資するプロジェクトが動き出すそうです。当初の5年間で52億5,000万円の経済効果を見込んでいるそうです。三日月知事は、ここに来れば滋賀があるという強いメッセージを継続的に発信し、滋賀全体のブランド向上を図ると強調されているそうです。2020年の東京五輪、パラリンピックや2024年の滋賀国体、全国障害者スポーツ大会の追い風をしっかりと捉えて、10年の間に滋賀県を売り込むと述べたそうです。

そこで、本町としての県に対する要望とか見解があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今、議員が申されました「ここ滋賀」という情報は、町の方にも来ております。その内容を酌みまして、今後、甲良町としても積極的に参加をしていきたいと考えております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。東京都の一等地に借りられるそうですけれども、かなり大変な費用になるので、本町としては県と連携を模索しながら、本町の要望を伝えてPRするのが私も望ましいと思います。

次に、去年12月の議会一般質問の中で提案したんですけれども、アンテナショップについては先ほども言ったように、県と連携して都市に発信していくのか、もし可能であれば本町単独で都心にPR活動していく必要があると思いますが、本町としてのもう少し詳しい取り組みとかがあればお聞かせください。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 県と連携するか、町単独でいくか。今の現状ではどちらに重きを置くかといいますと、県の方と連携していこうとは考えております。ただ、全国的に展開しようと思えますと、やはりホームページの充実ですとか、またはこちらに来られた方にどうリピーターになっていただくかというような構想も考えて、今後進めていきたいと考えております。

また、先ほどの質問の中にも触れるんですが、今、「ここ滋賀」で商品の公募期間を県の方で設けておられますので、そちらにエントリーをしていこうというようなことも考えておりますので、そういう点から見ますと、県と連携してやっていきたいと考えております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。2020年には、東京オリンピックを控えて、東京に世界中から観光客が来られるので、本町を知ってもらえる大きなチャンスだと思いますし、何らかの形で東京にPRする場を設けることが、本町の発展にもつながると思われまますので、今後継続してご検討いただきたいと思います。

次に、4番目の質問に入りたいと思います。北川町政も残りの任期まであと半年を切りましたが、ここ最近の行政を見ていますと、非常に混乱しているように思います。この危機的状況乗り越えるためにも、強力なリーダーシップを発揮してもらいたいところです。

そこで、質問に移りたいと思うんですけれども、はじめに2期目の公約実現への取り組みについてお聞かせください。

○西川議長 町長。

○北川町長 岡田議員の方から質問をいただきました。私は2期目の出馬にあたりましては、公約を8点ばかり、いわゆるマニフェストを書かせていただいて、そのマニフェスト実現に向けてこの4年間で取り組んできたというようなことをごさいます。

まず1つ目。子育て支援、これに関しましては特に目立った事業としては、中学校卒業までの医療費の無料化。これは保護者の皆さんからも大変喜ばれているのではないかなと思っております。

2番目に、福祉、健康。この件に関しましても、甲良町は受診率があまりよくないということから、町民の皆さんの受診率を上げていただいて、早期発見、早期治療につながることによって、健康を取り戻してもらおうというようなことから、検診料の無料化というものも実施をさせていただいておりますし、福祉の面では、小川原に昨年3月に開設をいたしました小規模多機能の古民家を改修したデイサービス、あるいはショートステイ、そういうものができる、もちろんハートフルに指定管理で委託をしておりますが、そういう事業も展開をさせていただいております。これは、今、西学区だけですので、近い将来、東学区と両拠点を整備した形でそういう福祉事業も続けていこうというようなことでもございます。

それと、3番目。教育、これにつきましては、小学校の高学年が間もなく英語の授業も必須科目に入ってくるというようなことから、私は就任当初から外国人の講師を積極的に取り入れて、幼児のときから英語の苦手意識をなくするというようなことから、アルトさんをたまたま呼んでいただくことができたというようなことで、幼稚園、小学校あるいは中学校、そういうところでアルトさんに活動していただいて、子どもたちと接触をしながら、英語に少しずつなじんでもらおうということでやっております。先般も学校の方に行かせていただいたら、アルトさんともう1人の先生と2人がテレビの画面を映しながら、小学校3年生か4年生ぐらいだと思んですけども、英語の授業を楽しそうにやっておられたというような光景も見させていただいております。

教育の面では、先ほど丸山恵二議員がヘルメットのことを質問しました。今年ふるさと納税のお金が3年目に入ったんですが、基金が1億円ほどたまったと。これは、全国からふるさと納税していただいた浄財であります。その浄財を活用して、子どもたちの命を守らないかんというようなことから、自転車の道交法も改正になったことも契機に、そしてなおかつ甲良町は丸山議員の言われたとおり、当時はヘルメットを皆さんがかぶって当たり前という感覚があったのが、いつの間にかだんだんヘルメットをかぶるのが面倒くさくなってきたとか、夏場暑くなってきたとか、そういうようなことで着用

する生徒が最終的には皆無ということになりました。そういうことで、道交法の改正に併せて、この4月、中学校の全校生徒にヘルメットを無償支給、これはふるさと納税でいただいた浄財を活用させていただいたということで、それで支給をさせていただきました。着用率がトータルで5割というようなことでもございます。やはり、最終的には100%の人にかぶっていただいて、まさかのときには自分で頭を守る、そういう気持ちが皆さんに浸透するように、なおかつ啓発も含めて努力をしていきたいなと思っております。

それと、人権につきましては、今日も質問が出ておりました。長年の懸案でありました改良住宅の譲渡、この問題は国交省の住宅局長がなかなかうんと言わなかった問題でもあります。しかし、2町の連絡協議会で、私と豊郷の伊藤町長と2人が根気よく住宅局長の方にも足を運ばせていただいて、やっと譲渡が実現したと。今現在は、切り離しでなかったらだめだということもなく、片方でも譲渡しましょうというようなところまでこぎつけてきたことから、長い間の懸案事項である改良住宅の譲渡も進んでいると思っております。まだまだ沢山、改良住宅はございますので、全部で114戸の改良住宅があります。これからも取り組んでいきたいなと思います。

それから、環境問題については、西澤議員もよくお話をされておりました。昨年は、夏場だけ4カ月、週2回、今年はもう通年で週2回というようなことで、この問題もできるだけ住民の皆さんがごみを減量していただくということは基本でもありますが、そういう中でごみの処理に困るという人も沢山おられるということから、週2回とごみの回収をさせていただくということも実現したのではないかなと思っております。

6番目に、農業振興。この問題につきましては、1つは私が一番最初に出馬した動機は、道の駅の事業、これがございました。あの当時、道の駅の総事業費が相当な額に膨らんでいた。その中でできるだけ、この財政規模に見合う事業にしたいというようなことで、半分ぐらいに縮めたいというような思いもあって、私は出馬をさせていただいた経緯があります。その中で平成25年にやっとの思いで、私の思った道の駅の整備ができたわけです。これはもう2期目に入る前にちょうどオープンさせていただきました。25年3月23日がオープンです。今、既にもう29年ですから、今年5年目に入りました。しかし、今では皆さんご承知のとおり、年間30万人があのだの道の駅に訪れていただける、1つの拠点施設ができたと思っております。そのことによって、当然、リピーターの人も沢山おられます。毎日、生産者の新鮮な野菜等もお買い求めいただける。それは、農業振興で組合員の皆さんが栽培された新鮮な野菜をかうていただける、そのためには生産者の皆さんが一生懸命、楽しみながら仕事をしていただいて、なおかつ事業収入もあるという

ようなことでは、農業振興にもつながっているのかなと思っておりますし、それと同時に、道の駅に観光案内所もつくらせていただきました。それも年間3,500人か600人の人が観光案内所に去年も訪れるというようなことで、甲良町のいろんな観光地をPRする、1つの大きな拠点にもなったのではないかなと思っておるところでもございます。

それと、まちづくりについては、地域づくり協力隊も3年前に来ていただきました。甲良町に定住してもらって、ここで事業をさらに展開をしてもらうというのが目的でありました。しかし、残念ながら、1人、宮永君はふるさとの方に帰りましたが、もう一人の中屋さんはファームかなやの皆さんと連携して、甲良町の中で定住をされて、この金屋チームの中で一緒に活動しながら、いろんな商品開発をし、販売をしというようなことで頑張っていたというふうなことでは、1つの結果が出てきたのかなとも思っておりますし、防災の面では、防災センター、これは長年の懸案でありましたので、今回、防災センターを建設させていただいて、防災の拠点として住民の皆さんが安心、安全で暮らせるための拠点施設整備というのは非常に大きな課題でもありますし、そして今は、全国いろんなところで震災が起こっております。防災減災事業債という非常に恵まれた起債、いわゆる補助金がありますので、その7割の補助金が出るのを活用した中で今の中に事業を進めていきたいということでご理解をいただいているということでもございます。それと、防災に関しては、各町の公民館等の耐震補強も順次させていただいているということでもございます。

最後に、その他の事業としましては、神明のここの交差点も長い間の懸案でございましたが、交差点改良、右折だまりをつけさせていただくというようなことで、これは30年度以降から事業が展開をされるのではないかなとも思っておりますし、野口以降の交差点改良、野口の信号の右折だまりというのも、県の方にもやかましく言いまして、それも徐々に今は工事が進んでいるというようなことでもございますし、先ほど質問がありました中で、甲良町も人口集積地、これをどうしてつくるかというのが大きな課題でもあります。去年、三日月知事に直接陳情にも行きまして、甲良町はいわゆる農地転用は難しい、そのために家を建てたくても建てられないから、彦根や豊郷や愛荘の方にみんな転居するというようなことの繰り返しになっていると。例えば、古河ASさんでも、あそこの駅前に土地があって、マンションがあったり、アパートがあったり、あるいは新興住宅地があったら、もっと沢山の人がそこで居座って生活してもらえるのではないかなというようなジレンマもあるわけですね。そういうことも考えたら、土地利用の見直しは早急に、大きな喫緊の課題ではないかなとも思っておりますので、そういうことも含

めて取り組む必要があるのかなと思っております。

ということで、4年間の事業としては、集大成できてきた部分もあるし、道半ばの部分もあるのかなとは思っております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 大変丁寧なご答弁をいただきありがとうございます。

次に、任期中に実現しなかった事業への対処について、もしあればお聞かせください。

○西川議長 町長。

○北川町長 今、少し触れましたので、道半ばの部分では、特に人口減少対策、これは一番大事な課題かなと思っておりますし、南部工業団地の整備についても、これは皆さんのご意見を聞きながら、やはり人口増、あるいは税収増につながるような企業を求めて、企業誘致を進めていくということも大事でもありますし、それと甲良町にはほかにも若干の遊休地がございます。こういう遊休地をうまく活用して、企業を呼んでいこうというような取り組みも大事な課題の1つかなとも思っております。

以上です。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。実現しなかった事業については、いろんな諸事情もあろうかと思いますが、できなかったことについては何がいけなかったのか、まだ時間があるので、もし本当に最後までやったときに道半ばだったときは分析いただけたらなと思います。

そして、最後に課題が残っていると思うんですけども、最後の質問で、ほかの人に託すのか、それとも継続して仕上げていくのか、出馬の意向を、もし答えられるようでしたら、最後にお聞きしたいと思います。

○西川議長 町長。

○北川町長 私は最初の出馬の経緯が、思いつきのような形で、告示の25日前というようなことでございました。それが、平成21年の10月の選挙であります。したがって、9月の下旬ぐらいの告示の前に出馬をするというようなことからスタートしております。しかし、その中で甲良町の住民の皆さんの生活を守るために、どうしたら甲良町が繁栄するのかなというようなことも考えて、精いっぱい取り組んできた経緯もございますが、当然、今申し上げましたように、道半ばの部分もございます。そういうことも含めて、これは非常に大事な問題でもありますので、前回も前々回も私とともに一生懸命支援をしていただいた団体もございます。そういう方との相談も何もまだしていない段階、状況でもありますので、今後そういうことも含めて、まだ期間がございますので、十分に熟慮した上で、マスコミの皆さんも沢山おられ

ますので、そういう場でしっかりとした答えを出させていただきたいなと思っております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 回答ありがとうございます。間もなく2期、8年間を終えられますが、ここまでいろいろな経験をされてきて、混乱している町政をいいものにしていただいて、本当にお疲れさまでしたと私的には思います。しかし、私の個人的な意見としましては、当選してからはまだ1年目ですけれども、いつも中立的な立場として北川町政の事業について、自分がよいと思ったことについては判断をさせてもらったこともありますし、悪いと思ったことについては毅然とした態度で反対もさせていただいてと思っておりますが、一番の町長の悩みというか、常に議題に対して、議員の絶対的過半数の支持を得られず、議会がちょっと混乱していたように感じております。もし次に町長になれる方はどなたかわかりませんが、やはり議員12人がある程度、常に過半数の支持を得られるような安定した、信頼のある方に私は町政を担っていただければと思いますし、町政の不祥事に対しては常に誰かのせいにするのではなくて、自らが町のトップとしてふさわしい謝罪や対応ができる、リスク管理にたけた方で、常に町民の皆様には指示されるような方が、次の町長選挙で選ばれることを期待して、この質問に対する答弁を終らせていただきたいと思います。

それでは、最後に5番目の質問に入らせていただきます。今もなお続く部落差別の解消へ、国や自治体に教育、啓発などを求める部落差別解消法が昨年12月に成立、施行されましたが、関係者からは大きな一歩との、法律制定に対する評価とともに、感謝の声も寄せられていますが、部落差別解消法による本町の見解をお聞かせください。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 部落差別解消推進法が施行され、国がこの法律で部落差別の存在を明確に認めました。しかし、法律は施行されたとしても、差別が完全になくなるわけではございません。町民の人権意識を高めるために、学校や地域、企業などと連携し、差別の解消に向けた人権教育、啓発活動に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただき、ありがとうございます。部落差別解消法というのは、全6条からなっていて、最大の特徴は部落差別が依然として存在し、情報化の進展に伴って、その状況に変化が生じているとの認識に立っている点だと思います。日本では長い間、特定の地域の出身だったり、そこに住ん

でいることを理由に、一部の人々が不当に差別され、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれていることを強いられてきたというのが現状だと思います。

そこで、国は旧の同和3法に基づき、自治体とともにこうした地域の生活環境を大きく改善させてきたのですが、いまだに結婚や就職などにおける差別は今もなくなっていないのが現状です。加えて、近年インターネット上に差別を助長する悪意に満ちた情報が多く見られるようになったが、本町としてこのようなことに対して、どのように取り組むのか。また、施策の実施をお聞かせ願いたいと思います。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 同和問題を人権問題の重要な柱と位置づけ、差別の解消に向けて啓発、教育活動に取り組んでまいります。また、この法律の運用につきまして、規制や救済法的部分での整備や情報収集に努めます。自分に合った学習機会を選択してもらえるように、今後も同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と認識を高めるさまざまな講座を実施して、同法を周知してまいりたいと思っております。

○西川議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答ありがとうございます。部落差別解消法では、こうした部落差別が生まれないう、国民の理解を深める施策の実施を国や自治体の責務として明記されているそうです。具体的な施策の柱として、1つ目に相談体制の充実、2つ目に教育と啓発、3つ目に実態調査の3つを掲げたそうです。部落差別解消法は罰則のない理念法ですが、部落差別は許されないとの国会の意思を示したもので、国や自治体による実効性のある実施が求められています。一度生じた差別や偏見というのは拭い取るのは並大抵じゃないと思います。だからこそ部落差別の問題について、最初に正しく知ることが非常に大切で、部落差別解消法によって教育、啓発活動がさらに進み、町民一人一人が部落差別に対する理解を深めていくことを期待して、この答弁を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○西川議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。再開は、午後1時30分。

(午前11時56分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○西川議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、8番 木村議員の一般質問を許します。

8番 木村議員。

○木村議員 それでは、8番 木村修、一般質問させていただきます。沢山書

いてあるように思えるんですが、多分いけると思うんですけど、早速質問の方に入らせていただきたいと思います。

まず、図書館事業についてということで、過去に2度、3度聞いた部分ではあるんですが、逆に言いますと、それからいろいろと勉強した部分で、また再度、お願いしたいということでございます。

まず、通告書のとおりで、1番、2番で、図書館の開館時期がいつごろだったのか。それと、今年も含めて過去5年間の図書購入の費用および冊数はわかればお願いしたいと思います。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 図書館の開館時期につきましては、1999年、平成11年8月7日です。

次に、過去5年間の図書購入費と冊数につきまして、平成25年、購入費は699万9,758円、購入冊数は5,100冊、平成26年、購入費699万9,881円、購入冊数は4,928冊、平成27年、購入費は699万9,762円、購入冊数は5,011冊、平成28年、購入費は549万9,340円、購入冊数は3,910冊、平成29年は、図書費予算で600万円、4月末現在で購入冊数は461冊、65万763円でございます。以上です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。今、答弁いただいたんですが、25年から27年は多分、予算が700万だったと思うんです。それに対するぎりぎりの金額を買われて、年間に5,100前後という冊数ということになるのかなと思いますが、これは年間の購入冊数は5,000前後だったんですけど、これは全部新刊かどうかというのをお尋ねします。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 全て購入は新刊でございます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 今日帰りましたら、図書館だより、毎月、毎月あるんですけど、図書館だよりに前からちょっと興味があって、質問もしていることがあるもんやから、興味があってずっと見ていたんですけど、大体、毎月、毎月の新刊案内はざっと考えて、150冊ぐらいの新刊だと思うんですよ。だから、新刊案内が150冊やったら、年間で5,000にはならないわけで、これがちょっと疑問に思っている部分でありますし、この6月号のやつは、コピーの仕方が間違っただんじゃないかと思うんですけど、ちょっと今月の分は見にくい部分があって、多分これも載っているのは150冊だと思って話を進めさせていただいていますが、ちょっと4番になってしまうんですけど、以

前の社会教育課長の答弁によりますと、新刊は来館者の要望によるもので、要望数が5, 000件以上あるんだと思います。だから、それによって5, 000冊買われていると私は理解しておるんですが、果たしてという部分があります、150冊掛ける12カ月の新刊案内と年間5, 000冊の新刊を買っておられるということだったんですけど、そしたらあとの部分の新刊案内はどうされておるんですか。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 新刊全てを広報の方に載せさせていただいているわけではございません。ホームページ等でも広報の方はさせていただいております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 今言われましたけど、先ほど私が聞きましたけど、要望数が5, 000件以上あるということは、そのとおりでしょいか。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 購入する全ての図書を直接のリクエストのみでは購入はしておりません。日々のカウンター業務の中で、対話においてなどで利用者の要望を酌みとって、図書館の方で選定をしております。

以上です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 そしたら、しつこいようですけど、年間5, 000冊買われて、5, 000冊は読まれておるわけですか。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 貸し出しの方については、すみません、確認はしておりません。新刊がどの程度出ているか、確認しておりません。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。そうしますと、4番に飛びましたけど、3番に戻ります。前回、資料をもらっておるんですが、この資料によりますと、満杯の収納容量が17万冊ということをお聞きしておりました。それで、今現在を引きますと、多分5, 000冊購入されるということであれば、7年後、8年後には満杯になるように思うんですが、見解をお願いします。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 現在は、利用者の要望に迅速に応えるために、蔵書は書庫保管をしております。ただ、出版後年数が経過して、利用頻度の見込めないものや内容が古くなって資料的価値のなくなったものについては、今後は処分を考えております。

以上でございます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 今の課長の答弁で、処分云々と言われましたけど、前任の社会教育課長は年間に30冊前後しかない、いわゆる廃棄する部分はないと言われていたんですけど、再度その部分に関して答弁願えますか。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 平成27年では、廃棄図書は84冊、平成28年では22冊を廃棄しております。

以上です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 これぐらいだったら納得はできると思います。今も収納容量が気になりましたので、お尋ねしましたけど、そういう方法でやられるということであれば、わかりました。

それと、いわゆる5,000冊、700万前後買われて、28年には550万の予算。今年度は600万になった、イコールずっと700万で来られていたのが、私も質問した経緯があるからかもしれないけど、550万に予算を落とされて、今年もう50万上積みされて600万円になったというのに、ちょっと違和感を覚えるんですが、700万から550万、550万から600万の説明をお願いできますか。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 図書購入予算につきましては、おっしゃられるとおり、昨年度は700万円から550万円に予算を減額いたしまして、今年度は600万円となっております。図書につきましては、図書館、協議会委員、また利用者のご意見や読書の環境づくりからも資料整備費は必要だと思って、今年度600万円の予算をお願いしました。

以上です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 そうしますと、5番目の質問になるんですが、29年度の主要施策の概要という部分で、「一層の経費削減、効率的な行政の推進に尽力するよう職員一同に求めているところです」と書かれておりましたが、この部分に関して、図書館としては何か見解がございますでしょうか。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 図書館事業としては、行事等の実施の際には、材料のリサイクルの利用や快適な資料を選んでもらう環境づくりに配慮をしながら、館内の温度をチェックして節電に努めるなど、今後も経費削減に取り組んでまいります。

以上です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。そうすると、図書館事業の最後になりますが、6番目。最近のニュースで、図書の切り取りというのが問題になっているように報道されております。これは、よく聞いてみますと、普通の小説とか雑誌とかじゃなく、写真か何かのようなことを言われておったのが頭に残っておりますが、いわゆる甲良においては、この切り取りという問題はあるのか、ないのか。

○西川議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 被害の方はございません。事件発生後も、確認して以後も注意はしております。

以上です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、次に、赤十字の部分でお尋ねしたいと思います。

1番、2番、同時に聞きたいと思うんですが、町内にある関連の団体数と甲良町における、日赤と言うとるだけで、正式な名前を知らないので、ちょっとそれをお願いできますか。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 甲良町にございますのは、日本赤十字社関連団体としては1つありまして、日本赤十字社甲良分区といいます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 甲良分区といいますと、これは世界にある、いわゆる団体なわけなので、もちろん日本、滋賀県、甲良となっておるかと思うんですが、滋賀県においては、知事が日本赤十字社滋賀県支部長だったと思うんですが、そういう関連の分区と言われますと、甲良町においては分区長という言い方をするのかどうかわかりませんが、それと奥田さんという日赤の会長さんと僕は思っておるんですが、何か代表者がおられるように思うんですが、その点、答弁願えますか。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 甲良分区の分区長は、甲良町長でございます。今、個人名が出ましたが、その方は甲良町の日赤奉仕団の団長であります。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、3番、4番、同時に聞きたいと思います。先ほども言いましたけど、世界からの組織ということなんですが、世界、日本というのちょっと参考事例でお聞きしたいなと思いましたが、大事なことは県と町、何人おられるかということを知りたいのと、年間予算、これは県と町の部分でお願いできますか。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 世界では約1,700万人の会員さんがおられます。日本では、約220万人です。滋賀県では、約1万8,000人、甲良町では154人の会員でございます。

予算の方ですが、日本赤十字社滋賀県支部では、平成27年度決算では、3億2,547万3,000円です。日本赤十字社甲良分区の平成28年度では13万346円となっております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。わかりました。そうしますと、次に、5番目の方に移りたいと思うんですが、今のように予算が決められて活動しておられるということはよくわかるんですけど、会員から徴収される会費というのが、ちょっとここへ来て疑問が出てきました。また、なぜ会費を集めておられるのかということと、その次の6番で、寄付を募られているように思います。なぜ会費を集められるのかと、くどいですが、その部分で答弁願えますか。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 日本赤十字社の活動に賛同し、会費として1人2,000円以上納められた方が会員となります。そして、滋賀県支部に会費は納入されて活動資金に充てられます。今、木村議員がおっしゃっているのは、毎年5月に赤十字運動月間として、各集落の区長さんを通して各世帯や企業に赤十字活動資金として500円の協力をお願いしていることだと思いますので、そちらの方も日本赤十字社の滋賀県支部に納めております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 そうしますと、会費の部分と寄付の部分とでは、金額的に寄付がぐっと多いかと思うんですが、今言われました、例えば町におきますと13万円何がしかの予算ということになるんですけど、寄付の部分と会費の部分とでは何割ぐらいか会費になるかわかりますか。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 全て日本赤十字社滋賀県支部に納入しておりますので、町の方ではわかりません。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。そうしましたら、次に、7番なんですけど、町における活動というのをお教え願えますか。代表的なやつだけで結構です。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 日本赤十字社の活動は、国内の災害救護、国際活動、血液事業、赤十字ボランティア等があります。町内でもその活動に見合う活動

をしているということで、具体的には例えば献血事業の協力とかというのが身近にあると思います。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。国も町も同じような活動をされているということで、それはそうだろうと思います。

その次に、この赤十字に関して一番大事な8番目に移りたいと思います。いわゆる、赤十字だけじゃなくて、沢山の組織というのがあるわけなんですけど、私もいわゆる自分でお金を出して、自分らの費用でもって事業をやっていたという部分で活動していたことがあるんですが、今、日赤は去年ぐらいまではあんまり、日赤さん、頑張ってはるなというふうにはしか、単純にしか思っていなかったんですけど、ここへ来て、先ほどもちょっと言いましたけど、会費を払うてまで、何でボランティアせんならんのかなという意見が出てきております。

これは、ゆゆしきことでありまして、いろんな団体があるわけですけど、自警団、町でいいましたら消防団ですけど、消防団とか自警団とか、この日本赤十字の団体というのは絶対になくしてはならないと、私は思っております。ですから、今言いましたように、何で会費を払うてまでボランティア活動にせんならんのかなという意見が出てくるということ、これは時代の流れとともに、そういうようなことを言われるんだと思うんですけど、私は非常に残念だと思っておりますけど、こういうことがちょこちょこ出てきますし、ある字によりましては、もう日赤は解散できんかみたいな話をしておられるように聞いております。そうすると、そんな話を聞きますと、私は池寺なんですけど、池寺の日赤さんもちょうとそっちの解散というような言葉の方になびくようなことになっておりますので、これは絶対ゆゆしきことであって、ここの団体は絶対解散してもらったら困るという部分がありますけど、今言いました、しつこいんですけど、会費を集めてのボランティアと考えておられるのが問題であって、そこら辺はいわゆる会員さんならびに今後、会員になってくださる方々に対して、どのような指導をしていこうと思われるかお聞かせ願えますか。

○西川議長 米田保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 日本赤十字社は民間組織ですので、運営に関しては赤十字社の会員の方で決定されておられます。甲良分区としては、1人でも多くの方に賛同いただいて活動資金にご協力をいただいて、地域福祉活動をやりたいと考えておりますので、今のところそれだけしかお答えできません。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 池寺の例でしかわからないんですけど、先ほども言いましたけど、沢山の組織があるんですけど、池寺においては、最近なんですけど、女性会というのがあったんですけど、女性会が解散されたんですわ。そうすると、流れとしまして女性会がもしもあって、その女性会を卒業された方が一般的に言われるエルダーの組織に入られる。そしたら、そのエルダーの組織から日赤にも入られるというシステムというたらおかしいんですけど、そういうふうになっていると聞きました。

ところが、女性会が解散された今ごろ、エルダーにも、いわゆる日赤さんにも入っていく人材がなくなるんですよ。だから、それは池寺だけではなく、甲良町の13カ字全体に言えるんじゃないかと思えるし、また、ある自治体におきましては今まで日赤がなかったんですけど、新しく組織を立ち上げて活動されるというようなお話も聞いております。だから、つくられて活動されていかれるのはもちろん喜ばしいことなんですけど、じり貧になるような流れがあるんですけど、先ほども言いましたけど、ぜひそんなことが起こらんように指導をしていただきたいと。過去何十年か振り返ればいいのかわかりませんが、当初、この日赤の組織は、町が区長さんに依頼して、区長さんが各字で組織を立ち上げられたという流れがあると聞きました。ですから、ここへ来てもう1回、区長さんの方に話を戻ってきて、区長さん、この組織、何とかしてほしいと、会員を増やしてほしいというような流れが区長さんの方に回ってきたのが去年、今年なんですよ。だから、一昨年までは私も長いことつき合わせてもらっているんですけど、なかったことが急に出来たという経緯があるんですけど、年間2、3回、区長会云々も開かれておるわけですけど、ちょっと答弁に保健福祉課長ばかりなんですけど、町長、この件に関して何か思われますか。見解ございますか。

○西川議長 町長。

○北川町長 日赤奉仕団の組織を含め、日赤の活動については、日ごろから敬意と感謝を申し上げているところでもあります。日赤の皆さんは、自主的に社会奉仕あるいは社会貢献ということで、地域の中に根差した地道な活動をしていただいているということでもあります。なかなかそれを自主的に、積極的にということになると非常に難しい部分は確かにあります。これは地域の大きな課題でもありますので、そこら辺が例えば、自分で会費を納めてまでとかいうことになると、なおさらそういう意味合いでは若干なりとも日赤に加入される方々が少なくなっていくのではないかなという思いもしております。

行政としましても、そういう部分でしっかりとフォローをさせていただきながら、地域の皆さんの中でそういう活動が自主的にスムーズに行える環境

づくり、体制づくりに今後も努めていきたいなと思います。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。今、町長の言われるとおり、本当に大きな問題になりつつあるということがひしひしと感じられますので、何とぞひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、3番の南部工業団地についてお尋ねしたいと思っております。この南部工業団地というのは、ご存じのように池寺の地域にあるものでございます。ですから、私は賛成者の1人としてお聞きしたいと思っております。まず、1番、2番の項目で一緒にお聞きしたいと思っておりますが、ごみ処理場の話が去年ぐらいまであったんですが、去年の7月いっぱい申請を打ち切りされましたということなんですけど、あのときに聞いておったんですが、もし南部工業団地の場所にごみ処理場ができたときには、入り口は今の307号線から1カ所だけなんだけど、もう一つ、出口とは言われていましたけど、出口の方は出口の方でまたもう一つ道をつくるという計画がありますというようなことをお聞きしとったんですけど、それはいわゆるなくなっちゃったわけなんですけど、それにおいてこの南部工業団地の場合に、進入路は今ある1カ所だけなのか、あるいはその次の2番の質問で、進入路に関して池寺、地元賛成多数で、地元の池寺のため池用の部分を提供すると、お買い上げいただくという話になっておるんですが、1番、2番、同じく答弁願えますか。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 進入路の件につきましては、現状1カ所での計画を進めております。また、2問目の地元の池寺の関係のため池等の関係の進捗状況につきましては、まず5月6日に池寺の方に建設水道課とため池関係、また通路関係の説明に伺わせていただきました。そこで問題となりましたのは、建設水道課の方が宿題として持って帰りまして、また後日、字の方に説明に行くというような約束をさせていただいて、その場は解散となっております。また、開発の進捗状況につきましては、現在、中間開発業者の募集中であります。

以上です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。この2番の質問に関して、5月に行政の方から来られて説明があったんですけど、諸問題を解決していただいて上での賛成と区民は思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしておきたいと思っております。

その次に、3番に企画監理課の方で開発予算を2,500万ほど計上されておられたように思いますが、この2,500万の中身をちょっと知りたいなと思います。説明願えますか。

- 西川議長 企画監理課長。
- 宮川企画監理課長 予算につきましては、企画監理課および建設水道課で見ている合計が約2,500万円となります。企画監理課につきましては、企業誘致活動に伴う旅費、また企業立地ガイドの作成等になっております。また、建設水道課の方につきましては、進入路整備に伴う測量業務ですとか、また道路の詳細設計業務あるいは土質調査等になっております。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 今、2つの課を言われましたけど、幾ら、幾ら、概算だけでもいいんですけど、お願いできますか。
- 西川議長 企画監理課長。
- 宮川企画監理課長 企画監理課の方につきましては約42万9,000円、そして、建設水道課の方につきましては約2,450万円という形になっております。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 ありがとうございます。続いて、4番なんですけど、3月の議会のときだったと思います。岡田議員の質問に関して、内容は昨年5月の池寺の総会で、西明寺の住職が言われたことだったんです。あのときにはごみ処理場の話がまだ生きておりました、そういったこともあって、住職の言われたことがそのとおりであったんですよ。先月も新聞折り込みにチラシが入っておりましたが、同じ内容が書かれておったんですが、これはご存じですか。
- 西川議長 企画監理課長。
- 宮川企画監理課長 はい、チラシの方は確認しております。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 わかりました。そうしますと、その次に大事な5番になるんですけど、昨年、池寺区はごみ処理場建設には立候補しないということを決断した経緯がございます。今年になって西明寺住職、2月か3月かちょっと詳しい日時は覚えてない、申しわけないんですけど、池寺から正副区長が西明寺に参ることがあったように聞いております。そのときには、昨年度の総会近辺の、いわゆる住職の反対云々ということが見てとって、話を聞いてわかったわけなんですけど、ところが、今年の2月、3月のときには我々の池寺の正副区長が住職にお会いしたときには、えらい考え方が変わっていてくれて、ひょっとしたら南部工業団地に関してはそんなに去年ほど思うてはらへんのちゃうかというような、これは確約じゃなくニュアンス、雰囲気というふうに思って帰ってきて、私にお話しされたことがあるんですけど、今年になって住職さんの考え方を聞いておられるかどうかをお聞きしたいと思

ます。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 こちらでお考えを聞かせていただいております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 それは、中身が言えないような雰囲気なんですけど。私が今申しましたように、池寺の正副区長が行ったときには、かなり後ろ向きやったのが、前向きになっておられるんちゃうかというような話があったんですけど、そこまでのことは言えないということかな。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 いいえ、申させていただきます。ちょっと木村議員の言葉をお借りしますと、こちらもちっとニュアンスということでお聞き願いたいんですが、こちらの方から寄せていただいて、基本的に工業団地はよくないという考えは変わっておられませんでした。ただし、誘致する企業如何では、協議にも応じていただけるというニュアンスでお話ししていただいていると感じております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 よくわかりました。僕の思いなんですけど、もし企業が来られて、来られているその企業と西明寺さんとコラボできるような企業が来られたら、私もその方がいいのになあとは思っております。簡単に言うと、工場ができあがって、工場に見学というコースがあるんですよね。だから、見学コースの方々が西明寺に参拝される、西明寺に参拝された方が工場の見学に行かれるというようなコラボができたら一番いいんじゃないかと思っております。これは、私の思いだけでございます。ありがとうございました。

それでは、次の4番に移らせていただきたいと思います。町内道路のことにしてお聞きしたいと思うんですが、町内道路を私なりに5つの分野に分けたんですが、これはもちろん重なっている部分があるかと思うんですが、この種類で合っているかどうか、まずお聞きしたいと思えます。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 これでいいかとは思います。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、まず町道に関して幾つか質問させていただきたいと思えます。

まず、町道の除雪に関連しての質問になるわけです。イトロと分けましたけど、国道、県道以外で、いわゆる町内のことと思うんですけど、何キロになって、そのうちの何キロぐらいが除雪をされる道路になっておるかお尋ねしたいと思えます。

- 西川議長 建設水道課長。
- 中村建設水道課長兼人権課長 平成27年度末の町道は全体で107キロございます。そのうち除雪の区間といたしましては、75キロで除雪をしています。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 過去3年間の除雪費用および業者数をお尋ねしたいんですが、お願いできますか。
- 西川議長 建設水道課長。
- 中村建設水道課長兼人権課長 順次行かせていただきますと、平成28年度につきましては、約2,291万円、12社でございます。平成27年度509万4,000円、これも12社でございます。平成26年度、1,078万3,000円、同じく12社で除雪をしています。
- 以上です。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 わかりました。この予算というのは、もちろん雪の降る量によって全然変わってくるわけで、ここに投入される予算、もちろん補正予算ということになるわけですけど、これは町民全員が何にも言わない、ありがたいと思っておられる部分だと思いますが、問題は業者数の方でございます。何度答えておられたように思うんですが、ここ3年、12社と変わっていないというわけなんですけど、前に聞いておりましたが、機械がなくなった云々とか、廃業された云々とかいうふうになって12社、多いときには何社あったかわかりませんが、12社になっておると思うんですが、この12社が何か思われて、今年やめたということになったら大変なことになります。ですから、私の思いでいきますと、建設水道課の関係で待機費用みたいな費用があったと思うんです。除雪に関しては、そんなことはちょっと考えられないのかなど。答弁願えますか。
- 西川議長 建設水道課長。
- 中村建設水道課長兼人権課長 業者につきましても、出なくても最低12時間分については契約の中では待機料ということをお願いすると。ただし、12時間を超えた場合については、それも含めてお支払いするというものでございます。
- 西川議長 木村議員。
- 木村議員 本当にこの業者数がなくなっていくというのは、とんでもない話になりますので、もちろん雪が降らなきゃ降らないで助かるわけですけど、これはほんまに地震のことでも何でもそうですけど、自然の災害はとめられんわけで、何とか維持して頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお

願いたいと思います。

その次に、国道、県道、町道というのは、業者が同じように聞いております。優先順位なんていうものはあるのでしょうか。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 県との重複の業者につきましては、12社のうち4社でございます。その4社ですが、県道の機械と町道の機械を分けておられますので、実際には重複しているのは2社ということになります。その2社の関連でございますが、県道は24時間で除雪をしておられます。甲良町につきましては、朝5時をめぐりに除雪の開始をお願いしております、この内容につきましては、委託業者の方については説明会をさせていただいて、早朝の除雪を甲良町は優先をしてお願いをしているということについては、業者さんも認識していただいているとは思いますが。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。ちょっと聞いておりますところ、町道をまず最初にやってもらうということなんですけど、その町道をほどほどに、県道の方に回られるというような業者のことを聞きましたので、そのところはひとつ行政指導ということでお願いしておきたいと思っております。

それでは、次に通学路についてお聞きしたいと思います。グリーンベルトの進捗をお願いします。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 平成28年度末で3.9キロのグリーンベルトを設置しております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 3.9キロというのは、グリーンベルト、イコール小学校の通学路と思っておるんですが、全部ではないということですか。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 通学道路全体ではございませんが、3.9キロ引いたところについては、もちろん通学道路でございます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 そしたら、まだこれからやられるということですか。

○西川議長 教育次長。

○福原教育次長 グリーンベルトにつきましては、甲良町通学路安全協議会というのがあります。毎年開催しているんですが、その中で協議をして、優先順位を決め、今後も継続的に設置していきたいと考えております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 よろしく願いしておきます。そしたら、ちょっと時間がありま

せんので、飛ばしていきたいと思います。

タッチくんのお聞きしたいんですけど、これは設置の年度と個数をお願いしたいと思います。それと、悲しいかな利用されたことがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 タッチくんの設置年度は、平成17年度です。平成18年1月10日からです。設置数は32基であります。年に1、2回は鳴りますが、実際に事件性のものではないです。

以上です。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 通学路と思われなくても、その年度のことにあるんだと思うんですけど、ここにタッチくんもったいないなというふうに思うんですけど、単純に言いますと、山グラへ行く道で通学しておられる生徒さんがおられないのに、あそこに3基あるということに関してどう思われますか。移設する思いがあるかどうか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 総務課の方で確認しているのは、通学路以外に設置しているのは1基で、番号が32番で、横関の郵便局から南の方に1基あるだけで、あとは基本的には通学路であります。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 今、言いましたように、山グラへ行く歩道のところに3基あるんですけど、生徒さんが通っておられることがないんですよ。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 基本的には通学路に設置をしております。多分、そこも通学路にはなっていると思います。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 通学路でありながら、生徒が通っていないけど通学路であるという位置づけだったら、仕方ないんですけど、また今後、お聞きしたいと思います。

次に、ヘルメット、先ほど聞かれていましたけど、答弁に1年生80%、2年生50%、3年生30%と言っておられましたけど、これは全然そんなことは思えません。だから、学校を出るときにかぶって、すぐに脱いでおられるのかどうかわかりませんが、かぶっておられるのは、本当に少数です。これは、嚴重にチェックしてほしいと思っております。

それと、保険のことがありますので、保険はどうなっているかはお聞きしたいと思います。

○西川議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 ヘルメットの問題につきましては、先ほど丸山議員の答弁ですが、同じようにまた安全意識の向上に向けて指導についての策を練っていきたいと思っております。

自転車についての学校保険ですけれども、登下校中は登下校の学校保険が適用されます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 時間がないので、ちょっと飛びます。

次、農道に関してお聞きしたいと思います。農道というのは進入路があるところが農道だと私は勝手に思っているんですけど、それでいいのか。あるいは、未舗装の農道は何カ所あるのか、何キロかというのをお聞きしたいと思います。

○西川議長 産業課長。

○北坂産業課長 農道につきましては、土地改良法の第2条に基づきます農業用道路で、道路法に基づく道路ではございません。甲良町の管理する農道は32キロでございます。未舗装については、3,970メートル、21カ所でございます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。昔、本当に30年ほどさかのぼるかと思うんですけど、あのときには舗装は100%とは言いませんけど、90%以上補助があったと思うんですけど、見解は。

○西川議長 産業課長。

○北坂産業課長 土地改良のある時代だと思います。現在では、小規模土地改良事業として、区、農業団体などから補助対象事業費の5割以内を補助交付しておるのが現状でございます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 あのころは圃場整備と農道整備と一緒にかなり安く地元負担があったかと思えますけど、またそれは別のときにお聞きしたいと思います。

次に、河川管理についてお聞きしたいと思います。河川管理というのは、農道とはどういうふうに識別されているのかお聞きしたいと思います。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 河川管理道路といいますのは、河川の巡視や水防活動等で河川管理のために使われている道路、一級河川ですと県が管理する道路ということになります。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 それでは、時間がありませんので、口の質問で終わりたいと思いますが、これが一番大事なんです。管理道路に舗装がしてあるところがある。普通ならば舗装はしないというように県の人がおっしゃっておいりました。また、管理道路か農道かを判断しにくいところで、もう舗装をしていないところがあるということで、そこはぜひアスファルトをしてほしいと。いわゆる管理しやすいようにしてほしいと思うんですが、見解を求めます。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 木村議員が言われたとおり、私も土木事務所で確認しましたところ、河川の管理道路については舗装しないということで聞いていただいております。農道等でありましたら、また町もしくは改良区の方で地元からの要望等があったら今後検討していくという形にはなるかと思えます。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 これは、過去も振り返って、実際、町長にもお願いしなきゃならないと思うんですが、やはり管理道路であってアスファルト、管理道路であってアスファルトがない、そういうところが何か所か残っておるように思いますので、考え方を昔に立ち戻っていただいて、ぜひ舗装していただきたいと思っておりますので、またこの一般質問とは別にお話をさせていただきたいと思えます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○西川議長 答弁はいいですか。

○木村議員 お願いできたら。すみません。

○西川議長 町長。

○北川町長 木村議員がおっしゃることは、よくわかります。実は、5月30日に1市4町の首長と湖東地域振興局とで、県の事業についての説明会がございました。きのうの朝、全協の冒頭でもアユの件でお話ししたと思うんですが、その中で湖東土木事務所の國友所長ともお話をさせていただいておまして、甲良町も一級河川が、犬上川、四の井川、あるいは正楽寺川、あるいはみな川というように一級河川がございます。その中で、管理道路として、いわゆる堤防の道、管理道路として使っている中で、舗装ができていない部分も若干あるのではないかという話はさせていただいております。その中で、県の管理道路である以上、県の方で何とか舗装して、面倒みてほしいというような話をしておいりました。というのは、年に1回なり、2回なり、地域の皆さんが奉仕作業で出て、管理道路の土手やらのり面の草刈り作業とかそういうものもやります。そういう中で、舗装がしていないと雑草の生える率も高いというようなことや、事故が起こっては困るというような話もさせて

いただいておりますが、先ほど担当課長が言いましたように、県の管理道路は県としては補助金を出すことは難しいというような話でもございました。

ただ、私は今後、犬上川沿岸土地改良区と行政が連携をしながら、管理道路と農道の区別をするんじゃないしに、両方ともが重複した形で使っているというような部分については、検討課題になるのではないかなとは思っております。

○西川議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。ありがたい答弁をいただきました。

これで、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○西川議長 木村議員の一般質問が終わりました。

次に、3番 山田充議員の一般質問を許します。

3番 山田充議員。

○山田充議員 議長のお許しが出ましたので、一般質問に入ります。

一般質問に入る前に、町長に尋ねていることが、自分の場合は副町長になっているんですけどね。この辺、どうですか、議長。

○西川議長 質問の仕方によっては、変えていきます。

○山田充議員 横領事件について、6,000件のデータの解明の必要性について、町長としての認識を問う。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 横領額を確定するのに必要なことだと思います。

○山田充議員 町長、いかがですか。

○西川議長 町長。

○北川町長 この6,000件のデータが全て横領額に関係するかどうかを今、調べている最中であります。

○西川議長 山田充議員。

○山田充議員 人事配置について。町長は6,000件のうち2,000件のデータを消した職員を口頭注意したと総務民生常任委員会で答弁した。そのデータを消去した職員は判明していないと答弁したが、一体どちらが本当なのか。

○西川議長 町長。

○北川町長 2,000件のデータについては、確かに消去されている部分はあります。しかし、誰が消去したかということはいまだに確定はできておりません。ただ、データが消去されたことによって、事務作業が遅れるというようなことがあるので、担当する職員に対しては、そこらは厳重にしっかりとチェックをしながら作業を進めるようにという口頭の注意はいたしました。

○西川議長 山田充議員。

○山田充議員 2,000件のデータを消したのは、証拠隠滅か調査妨害に当たるとのではないかと自分の考えではしています。その辺はどうですか。

○西川議長 町長。

○北川町長 それは、山田議員の判断でありまして、我々は元データがございませので、その元データを復元するという作業はもう既に終わっております。したがって、影響も何もございません。

○西川議長 山田充議員。

○山田充議員 横領事件の解明に当初から携わっていた職員を人事配置で外したということは、6,000件のデータの解明は終了し、全てを公表できるということか。また、公表の時期はいつか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 人事配置をしたことについては、適切だと考えています。組織の中で情報共有を行い、職員との聞き取りの中で人事配置を行っております。当初から携わっているという理由だけで人事異動をしたものではございません。

また、特に税務課については、横領問題解決が最重点だと考えるからこそ、職員の声を聞きながら行ったものであります。税務課については、町長みずから聞き取りを行っております。

○西川議長 山田充議員。

○山田充議員 甲良町をこれだけ悪いイメージにしたのは誰や。甲良町を辱めた責任はどうするのか。町長としての恥ずかしさはないのか。役場の不祥事が続く中、なぜ町長の不可思議な人事を行使したのか。残り半年しかない任期にもかかわらず、副町長を任命するという不可思議な行動をしたのか。

○西川議長 ちょっと待ってくださいね。先ほどの質問で、残っているやつ、公表の時期云々のやつ、先に回答いただけますか。

○西川議長 副町長。

○大橋副町長 公表の時期ですが、今、6,000件の仕上げをしている最中でございまして、その後、警察の方と整合性の確認という作業がございませ。だから、その作業が終わってからということになりますので、公表時期は今のところ、公表できないと、わからないということであります。

○西川議長 山田充議員。ちょっと今、質問された内容は2番の中ですか。それとも、3番の町政についての方に入っておられますか。

○山田充議員 人事配置についてです。

○西川議長 人事配置の中で、町長に質問されたということですね。

○山田充議員 はい。

○西川議長 もう一回、言っていただけますか。山田充議員。

○山田充議員 役場の不祥事が続く中、なぜ町長の不可解な人事行使をしたか。残り半年の任期にもかかわらず、副町長を任命するという不可思議な行動をしたのかと、それを尋ねているわけです。

○西川議長 町長。

○北川町長 人事配置は町長の専権事項でありまして、当然、副町長の人事権も当然、提案をさせていただいて、議会の同意を求めるということになっております。したがって、副町長については議会の同意によって選任をさせていただいたし、そして、職員の配置異動については、先ほど言いましたように、町長の専権事項でありますので、議会の皆さんからどうのこうのと言われることは、私は慎んでいただきたいと思います。

○西川議長 山田充議員。

○山田充議員 そしたら、金にだらしない会計室長を任命したのはどういうことですか。

○西川議長 町長。

○北川町長 そういうミスもございましたが、そのことについてはしっかりと処分させていただいております。それから、あとは反省をして、今は職務をしっかりと努めているということです。

以上です。

○西川議長 山田充議員。

○山田充議員 町政について。北川町政8年間の間に、幾つもの犯罪や事件があったはずだが、その中の1つ、プレミアム商品券の不正事件があった。他の公人は厳粛に受けとめ、即座に返金し、責任をとっているのに対し、いまだ解決していない。あなたが町長として節度ある行動をとらないから、次の事件が起こっているとしか考えられない。この辺で町の恥を打ち切るべく、責任者としての行動を速やかにとるべきと思うが、町長の考えを問う。

○西川議長 町長。

○北川町長 プレミアム商品券については、山田裕康議員が何回も同じことを繰り返し質問してくれました。そのたびに産業課長の方から答弁はさせていただいております。その中で今年、会計検査院がその件について調査に入りました。その結果が発表もされました。プレミアム商品券のチラシの件が事の発端であります。「お一人様2冊」あるいは「お一人様1回2冊」、これは会計検査院の判断で、両方とも1回限りということじゃないので、どちらも同じ意味合いやというようなことで、会計検査院が、私が不正をしたという指摘は一切いただいておりません。

以上です。

○西川議長 山田充議員。

○山田充議員 プレミアム商品券の不正事件は反省していないのか。うやむやな幕引きをするから、おかしいのではないかということです。さまざまな不祥事で、町民は怒っている。町民の声が町長には届かないのか。

最後に、この前、全協で告訴せえと言うたなど、町長の方から言うたから、告訴はやりますよ。絶対にやるからねということですわ。自分は以上です。

○西川議長 答弁は要りますか。

○山田充議員 いいですよ。

○西川議長 答弁はいいですか。

○山田充議員 もういいですよ。自分の質問を終わります。

○西川議長 山田充議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時50分まで。

(午後2時35分 休憩)

(午後2時50分 再開)

○西川議長 休憩前に引き続き、再開します。

次に、10番 建部議員の一般質問を許します。

10番 建部議員。

○建部議員 答弁席を俗にひな壇と言いますが、16人おられる中で、6人の方は今日初めて、4人の方はポストが変わって、人事異動で変わられている。そういう中で一般質問なんです、発言には責任がつきまといますので、わからない、答えられないという部分は遠慮なくお断りしていただいて結構です。そういう議場での一般質問でございます。

私はちょうど昨年6月6日、ちょうど1年ぶりの一般質問なんです、そのときに今日の大きな1番、2番については質問させていただきました。その1年間の、どのように反映というか、私の一般質問した内容が1年後、どのように甲良町役場の体質、役場のイメージがアップしてきたかということを知りたいと思います。

まず、役場の体質、組織改善、これは当然、約2年前ぐらいからプレミアム商品券から始まって、もちろん大きな横領事件、そして職員の事務執行上による大きなミス、集金したお金が机の引き出しの中にあったり、業者に支払うお金が車の中にあたりとかして、そういうことが約2年前ぐらいから起こって、そして、甲良町役場のイメージが本当にダウンいたしました。これはやっぱり何とか名誉回復、イメージアップを図らないとだめだということで、役場の体質なり、組織の改善、そして職員の研修なり、資質、マナー、また役場の秩序、そして規律、そういったものとか、異動のあり方なり、そして、やはりこれから先、職員というのは少数精鋭主義というか、少数の職員でもって移行していく、私は目標を30%の職員の削減を提言したんです。

そして、同じ仕事をしていく中で、同一労働、同一賃金、そして、労働の対価は賃金にあり、すなわち、仕事に見合う給料、すなわち、職員の給与の改善、そういったことも待遇改善も併せて行っていかなければならないということを提言いたしましたして、その1年間。先ほどもありましたが、私は町長、副町長、総務課長に答えていただこうと思っていたんですが、これを見ると総務課参事になっていますよね。この1年間、役場のイメージ、体質はどのように改善されたと思いますか。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 建部議員の質問にお答えをさせていただきます。

横領事件などで町のイメージが大変損なわれてしまいました。その損なわれたイメージの回復、そしてそれを取り戻していくため、職員一人一人が姿勢を正し、全体の奉仕者としての心構えを常に持つことが必要であると考えております。今、公金着服事件の原因究明および再発防止を図るため、第三者委員会を設置し、調査を行っておりますので、その第三者委員会の中での調査結果を受けとめ、町として取り組んでいきたいと考えております。

○西川議長 建部議員。

○建部議員 思い、方向はわかりましたが、この1年間、そういう取り組みとしては庁内の組織の中ではやられたことはないでしょうか。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 職員の研修でありますとか、職員の秩序、規律の現状につきましては、法律、条例の定めに沿った職務の遂行を原点に、所属長からの適切な指示系統のもと、服務規程の遵守なども含めまして仕事に当たるよう、総務課としても対処しております。

○西川議長 建部議員。

○建部議員 これは、広報こうらの2017年、今年の3月の広報紙ですが、その中の7ページに、実は町職員の研修の実績が表記されています。内部研修、これは役場の中の研修じゃなくて、愛知犬上4町の新任の職員研修であるとか、人材育成の研修、これはよそでやられている、愛犬の中での研修だと思うんですが、385人の延べ人数があるんです。385人と多いなという感じを受けるんですが、これは職員全体が対象になっているんでしょうか。それとも、部門別というか、どうして385人、私は、これは非常に多いと思うんですが。これは27年度分ですので、本当はこの27年度から28年度はどう変わったかというのを聞くんです。でも、27年度の実績で385人という人数が多いように思うんですが、これは全員が対象ですか、それとも部門別なんですか。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 建部議員の質問にお答えをさせていただきます。

今年の3月の広報のところに内部研修の実績を公表させていただいております。その中で人材育成研修ということで、人事評価が導入されることに伴いまして、その研修につきましては、全員に研修をしております。また、事務システムなどが変わりました、そのシステムの研修につきましても全員が対象になりますので、延べ人数にいたしますと385人となります。

○西川議長 建部議員。

○建部議員 一応、全員が対象ですね。何回やられたかわかりませんが、この27年度、全員を対象にした研修をやられて、28年度は既に済んだんですが、このイメージアップ、体質改善を図るための研修というのはどれぐらい増えてきたんでしょうか。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 人数につきましては、ちょっと今のところ資料を持ち合わせておりませんが、同じく人事評価の研修でありますとか、あとまた人権に関する研修でありますとか、そのほかセキュリティなどそのようなものを含めまして全員参加の形で研修はさせていただいております。

○西川議長 建部議員。

○建部議員 あと、滋賀県が行っている市町村職員の研修センターでの研修なんですけど、これが非常に少ない。一般研修、これは昔は初級、中級、上級というような研修があったんですけど、わずか28人。多分その時期が来たら、研修には必ず派遣する。これは、町は研修を受けさせる義務があるし、職員は必ずその研修には出席しなければならないという義務がある。だから、初級するとき、中級するとき、上級するとき、そういう部門別もありますし、そういった中で28人しか出席がされていない。これは行っていない人が沢山おられると思いますが、28年度はどうですか。

○西川議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 先ほどおっしゃられましたように、職階に応じまして新入研修でありますとか、あと係長研修でありますとか、課長研修など、職階に応じて計画的に職員を派遣しておりますので、28年度も計画的に職員を派遣しております。

○西川議長 建部議員。

○建部議員 総じてどうでしょう。昨年、私が提起した1年前から、この1年間で役場組織そのものが、体質がどう変わってきたのかという評価ありますか。

○西川議長 総務課長。

○中川総務課長 今、指摘されたように、目に見えた改善はありませんし、特

に感じますのが、ちょっと職員のミスが28年度は多いかなとは感じております。研修につきましても、今、参事が申しましたように、職階ごとの研修は行かせておりますが、特にもう今年度からは中身の研修というか、地方自治法の研修とか地公法の研修とか、そういう専門というんですか、そういう研修を今年度から若手に積極的に行かせるようにということで指示はして、今それに取り組み始めたところであります。

○西川議長 建部議員。

○建部議員 私が今、感じるにやはり、この1年間、ああいう大きな問題があったり、職員の体質が問われる中での職員の研修なり、もう研修教育と言えるか、最近では若い職員のしつけが重要になっています。つい最近ですが、彦愛犬の会合があり、そこに町長が出席しなければならない会議があったと。当然、会議の通知文書は町長まで行っただろうと思うんですが、ある新任職員がその通知の返事を出さなければならないので、町長から何も言ってこないから、欠席の返事を出しましたと。こんなことでどうですか。これ、役場組織の一員としてあるまじき行為じゃないですか、組織人として。町長が出席すると言ってこなかったから欠席をしますという通知を、その若い職員が勝手に出したと。彦愛犬の中で甲良町長だけが欠席だと。そんな事態があったとき、副町長もおるのに、町長が都合悪かったら、副町長の出席は当然。彦愛犬の首長がそろそろ中で、そんな不始末がある。こんなことが昨年からは体質改善、イメージアップを叫ばれている中であるんです。私はその職員、どなたか知りません。多分、今年入ったか、去年入ったか知りませんが、その職員に研修教育という前に、人間としてのしつけを、厳しいしつけをしなければ、第2の小島が出てくる可能性があります。そういう意味で、私はいかに新入職員、それらの教育じゃない、しつけですよ。厳重な厳しいしつけを行わないと、またぞろ出ます。そういう可能性があります。

そういった意味で、本当に本腰にというか、真剣に町の、まず職員の質、それを高めるというか、この取り組みは最小限度というか、絶対にやらなきゃ、もう町民さんに対するイメージというのは、これはますます悪くなる一方でありますから、ぜひともこれは成しえてほしい。この一言だと。要するに、1年前に私が質問した、そのことがどう反映されて、どのように役場の取り組みがあるかというのが、ほとんど評価として上がってこない。逆に、新入職員のそういう横着な、身勝手なというか、独断でもって、町長に出席をどうされますかという伺いも立てずに、町長から何にも言ってこなかったから、欠席の通知を出したと。これは許されることじゃないですよ。

そういうことがあって、町長、引き締めをやっぱりももっとも努力してもらわないかんですね。私はそのときの提言で、職員の体質改善を言ったん

ですが、やはり仕事に対する評価として賃金、給与がある。甲良町の給与が、国のラスパイレス指数水準からいくと95%。私はできることなら98%までぐらいは職員さんにいただいてもらう給料は上げてほしいなど、そのように思いますけれども、やはりそれには仕事が、それに評価されるまでやっぱり職員の資質なり、仕事ぶりが高まってこないともう言えないなというような思いです。でも、やはり職員の待遇改善も必要であります。

そういうことで、町役場の組織の資質向上、イメージアップ、名誉回復、これにはもっともっと真剣に、本当に本腰を入れて取り組んでいただきたいと思っております。

次に、しあわせの里・こうらの創生についてというのも1年前に質問しました。私は人口減少対策の一番の課題というのとは何かというのとは、いろいろあるんですが、出生率を上げるということとか、通勤可能範囲内での就労を支援していくとか、健康で長生きしていただくということとか、甲良に長く住んでいただくということとか、都市から甲良に移住していただく、隣町から甲良に来ていては、人口減少の解決にはならないと。甲良に来ていただいたら、その隣の町がまた減っていく。人口が増えている都市から甲良へ来てもらわな、効果はないんです。そういう観点から、私はそのことについてあまり多くは望まないんですが、何よりも出生率を上げると。今、日本全国1.4から1.5人、人の数で1.5人とか嫌なので、せめて1人とか2人とか3人とかいう表現でいきますと、私はやはり最低2人を目標にしたいなど。できることかなら、やはり3人。そのための条件整備なり、環境を整備するというのとは、人口減少対策の一番のかなめだと思っています。

あとは沢山あるんですが、私はそのときに3つのことを提言いたしました。多出産を奨励するために、そのお祝い金として、これは、非常に支援金は高いです。第1子30万、第2子50万、第3子出生の折には100万と、この提言をしました。仮にこの額が半額であってもいいんですが、その多出産を奨励するために思い切った、これは一遍に30万、50万、100万払うんじゃなくて、1年間に10万円、ですから、第3子が生まれた場合、100万としたら、10年間かけて、要するにその子が10歳になるわけですが、1年に10万円ずつ、それでもって子育て支援に使っていただくというような提案でもって、一応30万、50万、100万と言いましたが、20万、30万、50万でもいいんです。ただ、そういう出産のための条件整備なり環境整備のために思い切ったこういう施策はどうかと。

今日の町長の答弁にもありましたが、もう一つはやはり団地をつくるという。できれば私は50から100所帯ぐらいが住める団地。それには、もちろんアパートがあつたり、マンションがあつたり、また一戸建てがあつたり、

それでもいいんですが、その団地は新しい自治会制度というか、例えばよく私たちの字でもあるんですが、川掃除、草刈り何とかかんとかと、土日によくボランティアというかそういう労役に出ることがあるんですが、そういうことが強要されない、そして、字からの行事費とって、また字からのしきたりとか昔からの言い伝えというので、いろんな行事があつたり、それに強制して参加しなければならない、そういう自治会ではなくて、本当に自由に住まいができる、自治会も有志というか、本当に参加したい者が自治会に入るとか、そういう住環境、生活空間というか、そういう団地をつくる。そこへよそらか移住してもらう、また、町内の人がこの田舎ではかなわんと出ていくのを、そういうところで住みかえていただくとか、そういうことにして、そういう自治会を本当に自由な自治会というか、そういうところをつくったかどうかということ。

それともう一つは、甲良の子どもは滋賀県では非常に学力が低いということは、もう前々から聞いています。一番ではないでしょうが、2番目か3番目か、いや一番かもわからないというそういうときがありました。やはり、甲良の子どもの学力を、ぜいたくは言わないんです。滋賀県一番にならなくてもいい、2番目ぐらい。とにかく甲良の子は賢いなど、そういう町であれば、移住、また甲良で住んでみようかということにもつながってくるのではないかと。要するに、甲良の子どもは賢い子、そして、甲良の子どもは郷土愛、家族愛に育まれた子、よそへ行っても必ず甲良へ帰ってくる、将来、甲良で住んでいくというまちづくりをしないとだめだろうと。

以上、3つのことを提言したんですが、前回の答弁では検討にも値しないようなことで答弁をいただきました。そのようなことで、これはあえて私は今日、企画監理課にお願いしたのは、直接の担当課で、まだできるもできないもわからない状態でのことを前回、答弁を求めましたのであれですが、せめて企画の段階で戦略に上げようかどうかという検討をプログラムの中に入れることができるかどうか、そういう検討を企画監理課の中でのそういう検討を進めていただきたいという思いで、今日は企画監理課の課長に、その意向についてお伺いしたい。

○西川議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 今、建部議員が申されましたように、6月に3つの提言をいただいております。

まず、1つ目の出産祝い年金という言葉を使っておられたのですが、これについては、昨年の6月議会から検討は今のところいたしておりません。

また、2つ目の特別自治区、自由な自治会というようなことを申されましたが、それにつきましては、建設水道課の方でまずは住宅用地の確保事業と

というような形で検討をしております。

続きまして、最後の教育的な部分につきましては、甲良の宝というようなお言葉を使っておられますように、町といたしましても甲良の宝、子どもたちに対しましては地域、学校、もちろん行政も含めまして連携し、継続して進めていっておりますし、最後におっしゃられましたように、戦略のテーブルには十分乗っていているものだと考えております。ただ、テーブルの上に乗せたとしても、事業を実施するかどうかということにつきましては、毎年度申していますように、PDCAというような計画、実行、評価、改善を行った上で、今年度につきましては、こちらは予算概要にも載っておりますが、29の事業を実施しまして、人口減少対策または移住をしてもらえるような甲良町にというような形を考えております。

また、建部議員が申されましたように、コミュニティの自由化につきましても、今現在、全国でもスマートコミュニティとかいう言葉も使われておりますように、スマートな自治会をつくっていこうというような雰囲気も上がっておりますが、甲良町といたしまして、1つ新しく取り組むというような形を簡単にするのではなくて、戦略会議の中で練っていった上で、また情報発信ということで地域にも流していきまして、また情報収集も行った上での事業を展開していきたいと思っております。その上で、建部議員の3つの提言、今、1番につきましては検討はしておりませんというような言葉を申し上げましたが、今後、この出産祝い年金という言葉につきまして、戦略の中で、特に部会の中で、こういうようなことも提言としていただいているので、部会の中では検討していく部分もあるのではないかなというようなことにはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○西川議長 建部議員。

○建部議員 いずれにしても、検討を進めることをよろしくお願いしたいと思っております。

次に、町の水道、下水道、道路の舗装、用排水路等の維持補修、営繕についてですが、例えば水道は、甲良町では昭和40年ぐらいに、俗にいう昔の石綿管を使っての工事がやられて、あと平成9年ぐらいまでに布設替えというか、水道管を全部かえてきたという経過があると。下水道にしても、耐用年数というのがあるだろうし、仮に水道が次の周期では、どれぐらいの時期に布設替えをしていかならんか、下水道はどうかという、まずそのことからちょっとお伺いしたい。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 まず、耐用年数からお話させていただきますと、

水道ですと40年、水道に関係します電気設備ですと20年、下水路の管路については50年、マンホールがございしますが、その付帯等についても50年、ポンプがございしますので、マンホールポンプにつきましては15年、法令等で決まっているところがございます。上下水道の管路につきましては、平成3年から下水道を布設しましたと同時に、水道の石綿管でありますとか、旧来の塩ビ管につきましては、下水道と同時に布設替えを全線しております。そういうことから、今後は耐用年数に応じて修繕等を行っていくというような計画をしております。

○西川議長 建部議員。

○建部議員 上水道、下水道については、その時期ではないということですね。あと、道路のことですが、同和対策事業が昭和48年ぐらいから、これは呉竹の場合なんですけど、取り組みがされて、新しく道路がつき、水路が施工された。そうしていく中で、やはり老朽化していくと、道路の舗装が傷んでくる、そして、水路の角っこに穴があいてきたり、コンクリートもやはりそういうことがあるんですけど、穴があいて、宅地の中にその水が漏れていく。それとか、開渠、俗に言う溝にふたをしている床版がある。呉竹にしても、実は川掃除というのは、夏と年末に2回やられるんですけど、そういうあいた水路については掃除ができる。でも、床版のかかったというか、ふたのしてあるところは人の力では上げられない、もうそこには既に土とかそういったものが詰まって、手では上げることができない。そういうところにはヘドロがたまって、排水の用を満たしていないというところが出てきている。そういうところがあって、もちろん町道、町がつけた水路、中には水路のコンクリートがめくれてきたり、道路でも実は新しくつけた道路ですから、その下に私の覚えでは柿の木が30センチほどの太さの柿の木があったところが、その上に舗装をしてあるので、その柿の木が腐食してきたと、腐ってきて、そこが沈下を起こす、そこに穴があいてくるというようなところとか、水路にしても穴があいたり、また真ん中がへこんで、そこから水が流れないとか、そういうところがやはりもう50年近くなってくると出てきている。また、舗装の上に草が生えてくる。私も家の前の道路については、年2回のときに草は抜き取るんですけど、そういったことがやはり住環境をよくしていこうと思うと、これはやはり町の道路、町の水路であれば、町民は、年2回は開渠、あいたところの水路の掃除はできるけど、そういう暗渠とかがあって、こういったことが各字から、区長さんからここを何とかしてくれという要請はないですか。

○西川議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長兼人権課長 いろいろと地元からは補修については要望を

いただいております。水路のところについても、一部、コンクリートぶたをグレーチングにというような要望はございます。そういうところについては、地元からの要望をいただいて、全てというわけにはいきませんので、優先順位をうちの中でつけさせていただいて、随時今後もしていきたいと思っております。

○西川議長 建部議員。

○建部議員 これは、そういう要望なり、また本課の方で現地を見るなりして、そういう箇所については一気にやるということじゃなしに、年次的にやはり老朽化がひどいところについては、補修をしていくという計画をぜひとも上げていただきたいと思います。

ただ、もう一つ、呉竹の梅林公園、これはもちろん町の施設なんですが、甲良町に借地料というのか、賃貸でもって1万円、実は支払いの借料を払っているんですが、その中に管理棟、もう築20年以上のものが建っているんですが、まだ建物そのものはしっかりしている。でも、屋根の部分で屋根のふち、けらばというんですが、そこら辺あたりがもうめくれて取れてしまっているとか、そして、梅林の中にある東屋のアスベストか何かめくれているとか、そういう補修というのは、町の施設だから、町がしていただかなきゃいけないんですが、その点はどうなんですか。

○西川議長 産業課長。

○北坂産業課長 補修につきましては、全部把握しておるものではございませんけども、区からの要望なども現在では聞いておりません。個人的には聞いておりますけども、要望など上がってきましたら聞きたいと思っております。

○西川議長 建部議員。

○建部議員 これも大字呉竹が1万円の賃貸料を支払っているから、区が修理せよという言葉が聞かれるかと思ったんですが、現状を見て、正式に区から要請があれば、一応、町で直していただけると。ありがとうございます。ということで、この項については、質問を終わります。

続いて、4番目の10月の町長選挙に向けてということですが、これにつきましては、先ほど岡田議員からの質問で、町長が主にこの4年間の成果と、まだ残している部分とか、そういったことを言われました。そのことについては問いませんが、私はやはりプレミアム商品券から始まって、今日の町役場がやはりこんだけ皆様方にご迷惑をおかけした、この名誉回復なり、イメージをアップしていくための努力はやはり町が筆頭に立ってやらなければならないと思っておりますが、一連の不祥事、やはり行政のトップとして、これは町長は謙虚に反省をして、これは次に向かっていかなければならないと思っております。

特に、町長自身がそのようにはないんだけど、職員の中にはやはり真面目

にやっている方もおられますが、仕事はそんなにきっちりというか、誠意を持ってというか、町民の方を向いて仕事をしている方というのが、本当に少ないように思います。そういう職員の、もちろん意識改革なり、質の向上というのは、トップみずからが襟を正して、そういう職員を引っ張っていかなきゃならないという大きな反省は、このことはもちろん町長自身はもう胸に刻んで、みずからが処分を科し、そして、いろんなマスコミやいろんなうわさから、社会的制裁も受けてこられています。しかし、町のイメージアップなり、体質改善は町長みずから、トップが率先して取り組まなければならない問題だと思います。

そこで、先ほど岡田議員からの質問で、支持者と相談して、あと意向をはっきりしたいというか、出馬するか、しないかという結論を出したいという答弁でしたが、私は確かに自分を支持していただく方と相談がなければ、勝手には出せないという、その気持ちはわかるんですが、前向きにその意思があるという前提で支持者の方と相談をされたらどうかと。要するに、支持者の方がやめとけと言え、やめるということにもなるんですが、そこは第3選は前向きに、自分の意識としては考えていきたいと一歩前進させることは、町長、できますか。

○西川議長 町長。

○北川町長 建部議員のお気持ちは十分に私に伝わっております。しかし、私も正直申し上げまして、確かに私の不徳の致すところと、職員のミスもございました。そういう部分を甲良町の行政として信頼を失墜することにもなったということは否めない事実でもあります。

したがって、これからの半年の間に、そうしたことを少しでも、甲良町はよくなってきたと言われるように、最善の努力をさせていただきたいと思っておりますし、先ほど岡田議員に言いましたように、支持者の皆さんとも1期目のときから大変お世話になっている方ばかりでございますので、そういう方たちとの相談もさせていただきながら、私は進退についてはしっかりした結論を出させていただきたいというようなことにさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○西川議長 建部議員。

○建部議員 わかりました。私は、前進あることを期待いたしたいと思っておりますし、最後に、私は現職、北川町長の3選を期待し、その支持、応援をさせていただくことを表明いたしまして、私の質問を終わります。

○西川議長 建部議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3 時 3 2 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 西 川 誠 一

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 岡 田 隆 行